

官  
禁  
號  
外

大正八年三月十六日 日曜日

印 刷 局

第四十一回 衆議院議事速記録第二十四號

大正八年三月十五日(土曜日)午後一時十三分開議	議事日程 第二十三號 大正八年三月十五日
第一 耕地整理法中改正法律案(政府提出)	第一讀會/續(委員長報告)
第二 史蹟名勝天然紀念物保存法案(貴族院提出)	第一讀會/續(委員長報告)
第三 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉	第一讀會
第四 東京市ニ關スル法律案(近藤達兒君外七名提出)	第一讀會
第五 農會法中改正法律案(中倉万次郎君外十名提出)	第一讀會
第六 會計士法案(近藤達兒君外一名提出)	第一讀會/續(委員長報告)
第七 司法代書人法案(鈴木富士彌君外一名提出)	第一讀會/續(委員長報告)
第八 地租條例中改正法律案(田中隆三君外二名提出)	第一讀會/續(委員長報告)
第九 耕地整理法中改正法律案(田中隆三君外二名提出)	第一讀會/續(委員長報告)
第十 國立博物館建設ニ關スル建議案(井原百介君外六名提出)	第一讀會/續(委員長報告)
第十一 八丈島漁港修築ニ關スル建議案(高木正年君外三名提出)	第一讀會/續(委員長報告)
第十二 八戸、久慈間輕便鐵道速成ニ關スル建議案(鈴木鎌藏君外一名提出)	第一讀會/續(委員長報告)
第十三 小學兒童口腔衛生施設ニ關スル建議案	第一讀會/續(委員長報告)
第十四 元由麻君外七名提出)	第一讀會/續(委員長報告)
第十五 長崎港海陸聯絡設備ニ關スル建議案(則原茂輔君外二名提出)	第一讀會/續(委員長報告)
第十六 音樂學校設置ニ關スル建議案(鵜澤總明君外二名提出)	第一讀會/續(委員長報告)
第十七 財政整理ニ關スル臨時調查機關設置/建議案(大曾根君外三名提出)(委員長報告)	第一讀會/續(委員長報告)

第十八 北鮮、裏日本聯絡航路延長ニ關スル建議案(上野安太郎君外九名提出)(委員長報告)	第三十四 (特別報告第七十四號)大町村福母二無集配三等郵便局設置/請願(委員長報告)
第十九 (河野徹志君外十四名提出)(委員長報告)	第三十五 (特別報告第七十五號)國分郵便局(委員長報告)
第二十 日露語學校設置ニ關スル建議案(松本誠之君提出)	第三十六 (特別報告第七十六號)大森區裁判所管内登記事務管轄區域變更並溫泉津町ニ登記所設置/請願(委員長報告)
第二十一 新見、庄原間輕便鐵道建設ニ關スル建議案(湯淺凡平君外二名提出)	第三十七 (特別報告第七十七號)元三國區裁判所復舊/請願(委員長報告)
第二十二 鶴岡、大泉間國有輕便鐵道敷設ニ關スル建議案(熊谷直太君外五名提出)	第三十八 (特別報告第七十八號)西條町ニ區域變更/請願(委員長報告)
第二十三 木津川治水ニ關スル建議案(齋藤桂次君外二名提出)	第三十九 (特別報告第七十九號)私立學校令第五條改正/請願(委員長報告)
第二十四 (特別報告第六十四號)郵便局管轄(委員長報告)	第四十 (特別報告第八十號)市町村立小學校教員俸給國庫負擔法支出額增加/請願(委員長報告)
第二十五 (特別報告第六十五號)上河内字宿(委員長報告)	第四十一 (特別報告第八十五號)福山市今市間輕便鐵道敷設/請願(委員長報告)
第二十六 (特別報告第六十六號)紀伊押手郵便局ニ電信電話架設/請願(委員長報告)	第四十二 (特別報告第八十六號)山陰本線暗渠改造/請願(委員長報告)
第二十七 (特別報告第六十七號)高千帆郵便局ニ集配事務開始/請願(委員長報告)	第四十三 (特別報告第八十七號)日光、足尾間鐵道速成/請願(委員長報告)
第二十八 (特別報告第六十八號)鎮西村ニ郵便局設置/請願(委員長報告)	第四十四 (特別報告第八十八號)熊坂信號所停車場ト變更/請願(委員長報告)
第二十九 (特別報告第六十九號)崎山村ニ郵便局設置/請願(委員長報告)	第四十五 (特別報告第九十四號)賣藥印紙稅全廢/請願(委員長報告)
第三十 (特別報告第七十號)豊田下村大字手洗字下飯塚ニ等郵便局設置/請願(委員長報告)	第四十六 (特別報告第九十五號)賣藥營業稅法中改正/請願(委員長報告)
第三十一 (特別報告第七十一號)三刀屋村郵便局ニ電信事務開始/請願(委員長報告)	第四十七 (特別報告第九十六號)山林伐採所得稅率改正/請願(委員長報告)
第三十二 (特別報告第七十二號)渡良郵便局便局新設/請願(委員長報告)	第四十八 (特別報告第九十七號)立梅井堰水掛耕地特別地價修正/請願(委員長報告)
第三十三 (特別報告第七十三號)比樂島村ニ郵便局新設/請願(委員長報告)	第四十九 (特別報告第九十八號)町村ニ於テ委任事務處理二付國庫金交付/請願(委員長報告)

第五十	(特別報告第百號)神域保存ノ請願	(委員長報告)
第五十一	(特別報告第百一號)一目連神社ノ國幣社多度神社座位ニ加列ノ請願	(委員長報告)
第五十二	(特別報告第百三號)埼玉縣秩父郡名栗村ヲ入間郡ニ編入ノ請願	(委員長報告)
第五十三	(特別報告第百四號)埼玉縣秩父郡吾野村ヲ入間郡ニ編入ノ請願	(委員長報告)
第五十四	(特別報告第百五號)按摩業ヲ盲人ノ專業ト爲スノ請願外一件(委員長報告)	(委員長報告)
第五十五	(特別報告第百六號)新聞雜誌上御眞影奉掲方ニ關スル請願	(委員長報告)
第五十六	(特別報告第百七號)新聞雜誌二御眞影奉掲取締ノ請願	(委員長報告)
第五十七	(特別報告第百十一號)刈谷田川大堰費補助ノ請願	(委員長報告)
第五十八	(特別報告第百十二號)下關港灣修築ノ請願	(委員長報告)
第五十九	(特別報告第百十三號)利根運河治水ニ關スル請願	(委員長報告)
第六十	(特別報告第百十四號)利根江戸兩河川浚渫ニ關スル請願	(委員長報告)
第六十一	(特別報告第百十五號)住江港ヲ輸入港ニ追加ノ請願	(委員長報告)
第六十二	(特別報告第百十六號)三國港開港ノ請願	(委員長報告)
第六十三	(特別報告第百十八號)日本住血吸蟲病豫防撲滅事業費國庫補助ノ請願	(委員長報告)
第六十四	(特別報告第百二十號)銚子港漁港改築ノ請願	(委員長報告)
第六十五	(特別報告第百二十一號)富江港ヲ漁港ニ修築ノ請願	(委員長報告)
第六十六	(特別報告第百二十二號)發明事業獎勵補助金下附ノ請願	(委員長報告)
第六十七	(特別報告第百二十四號)馬匹保健、衛生ニ關スル法制定ノ請願	(委員長報告)
第六十八		

第六十九	(特別報告第百二十六號)帝國在鄉軍人會國庫補助ノ請願	(委員長報告)
第七十	(特別報告第百二十七號)山崎郵便局ヨリ三河郵便局ヲ經テ千種郵便局ニ達スル公衆用電信及特設電話設置ノ請願	(委員長報告)
第七十一	(特別報告第百二十八號)德島縣畫問郵便局ヘ電信、電話、郵便集配事務開始ノ請願	(委員長報告)
第七十二	(特別報告第百二十九號)木田村ニ郵便局新設ノ請願	(委員長報告)
第七十三	(特別報告第百三十號)露領沿岸漁場ニ通信運輸機關設置ノ請願	(委員長報告)
第七十四	(特別報告第百三十一號)北千島漁場ニ無線電信設置ノ請願	(委員長報告)
第七十五	(特別報告第百三十二號)黒松村ニ郵便局新設ノ請願	(委員長報告)
第七十六	(特別報告第百三十三號)幸袋郵便局ニ集配並電信事務取扱開始ノ請願	(委員長報告)
第七十七	(特別報告第百三十四號)岐阜縣下伊自良郵便局集配事務開始ノ請願	(委員長報告)
第七十八	(特別報告第百三十五號)沼津本町郵便局ニ電信電話事務新設ノ請願	(委員長報告)
第七十九	(特別報告第百三十六號)大垣郵便局ノ二等局ト爲スノ請願	(委員長報告)
第八十	(特別報告第百三十七號)船岡村郵便局設置ノ請願	(委員長報告)
第八十一	(特別報告第百三十八號)脇町區裁判所白地出張所設置ノ請願	(委員長報告)
第八十二	(特別報告第百三十九號)元三本松區裁判所復舊ノ請願	(委員長報告)
第八十三	(特別報告第百四十號)狩川村ニ郡制中改正法律案提出者大口喜六君	(委員長報告)
第八十四	(特別報告第百四十四號)陰陽聯絡鐵道伯備線敷設ノ請願	(委員長報告)
第八十五	(特別報告第百四十五號)相生鉄路間鐵道敷設ノ請願	(委員長報告)

第八十六	(特別報告第百四十七號)能越鐵道敷設速成ノ請願	(委員長報告)
第八十七	(特別報告第百四十八號)山陰鐵道千代川鐵橋改築ノ請願	(委員長報告)
第八十八	(特別報告第百四十九號)平町小名濱間鐵路敷設ノ請願	(委員長報告)
第八十九	(特別報告第百五十號)本吉郡縱貫輕便鐵道敷設ノ請願	(委員長報告)
O	○議長(大岡有造君)諸般ノ報告ガアリマス	(原田書記官朗讀)
一	議員ノ異動左ノ如シ	
二	愛媛縣郡部選出議員古谷久綱君ノ補充トシテ岩崎高君當選セラレタリ	
三	一昨十四日政府ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ	
四	(第三號)大正八年度歲入歲出總豫算追加案(特第一號)大正八年度各特別會計歲入歲出豫算追加案	
五	(追第二號)豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スヲ要スル件	
六	一去十三日貴族院ヨリ受領シタル同院提出案左ノ如シ	
七	史蹟名勝天然紀念物保存法案(追第一號)大正八年度歲入歲出豫算追加案	
八	一去十三日議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ	
九	市制中改正法律案	
一〇	提出者 大口 喜六君 白河 次郎君	
一一	渡邊 昭君 近藤 達兒君	
一二	植原悅二郎君 柏原文太郎君	
一三	大口 喜六君 白河 次郎君	
一四	渡邊 昭君 近藤 達兒君	
一五	植原悅二郎君 柏原文太郎君	
一六	大口 喜六君 白河 次郎君	
一七	渡邊 昭君 近藤 達兒君	
一八	植原悅二郎君 柏原文太郎君	
一九	大口 喜六君 白河 次郎君	
二〇	渡邊 昭君 近藤 達兒君	
二一	植原悅二郎君 柏原文太郎君	
二二	東京市ニ關スル法律案 提出者 三木 武吉君	
二三	近藤 達兒君 柏原文太郎君	
二四	三木 武吉君 柏原文太郎君	
二五	機部 尚君 柏原文太郎君	

## 農會法中改正法律案

提出者 中倉万次郎君

武藤 金吉君

井原 百介君

川崎 安之助君

土井 権大君

小鹽 八郎右衛門君

道建設ニ關スル建議案

提出者 平島 松尾君

愛媛縣今治港開港ニ關スル建議案

提出者 河上 哲太君

福島縣下松川驛又ハ安達驛、川俣町間輕便鐵道敷設ニ關スル建議案

提出者 八田 宗吉君

常磐線複線工事速成ニ關スル建議案

提出者 高岡唯一郎君

高岡唯一郎君

福島縣下松川驛又ハ安達驛、川俣町間輕便鐵道敷設ニ關スル建議案

提出者 石射文五郎君

高岡唯一郎君

福島縣下松川驛又ハ安達驛、川俣町間輕便鐵道敷設ニ關スル建議案

提出者 石射文五郎君

高岡唯一郎君

福島縣下松川驛又ハ安達驛、川俣町間輕便鐵道敷設ニ關スル建議案

提出者 高岡唯一郎君

高岡唯一郎君

## 東京市ニ於ケル風水害豫防ニ關スル質問主意書

提出者 高木益太郎君

〔左ノ報告ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ掲載〕

一去十三日辭任シタル常任委員左ノ如シ

第一去十三日辭任シタル常任委員左ノ如シ

第一部選出豫算委員

第二部選出豫算委員

第三部選出豫算委員

第五部選出豫算委員

第五部選出決算委員

第一今十五日常任委員補闕選舉ノ結果左ノ如シ

第一部

豫算委員

鐵道統一ニ關スル建議案委員  
委員長 小林 源藏君 理事 柏原文太郎君  
大船渡、久慈間鐵道敷設ニ關スル建議案委員  
委員長 高橋嘉太郎君 理事 古川 清君  
辨理士法案外一件委員  
理事 楠水市太郎君(理事工藤吉次君補闕)  
木津川治水ニ關スル建議案委員  
理事 奥田 龜造君(理事長田桃藏君補闕)  
一今十五日委員長補闕選舉ノ結果左ノ如シ  
水產講習所内ニ淡水科特設ニ關スル建議案委員  
委員長 廣瀬 鎮之君(委員長小田切磐太郎君  
補闕)  
一昨十四日辨理士法案外一件委員加藤定吉君辭任  
二付其ノ補闕トシテ降旗元太郎君ヲ都市計畫法案  
外一件委員川崎安之助君辭任ニ付其ノ補闕トシテ  
西川太治郎君ヲ孰レモ議長ニ於テ選定セリ  
一今十五日水產講習所内ニ淡水科特設ニ關スル建議案委員  
齊藤 隆夫君(望月小太郎君補闕)  
橋本吉君ヲ、東京帝國大學醫科大學藥學科擴張ニ  
關スル建議案委員林爲良君辭任ニ付其ノ補闕トシ  
案委員小田切磐太郎君辭任ニ付其ノ補闕トシテ高  
暉君、米田穰君、磯部尚君、三輪市太郎君辭任ニ付  
其ノ補闕トシテ山内範造君、廣岡宇一郎君、小山田  
信藏君、赤尾彦作君ヲ孰レモ議長ニ於テ選定セリ  
テ小林源藏君ヲ、都市計畫法案外一件委員井坂光  
一今十五日衆議院規則第十五條但書ニ依リ議長ニ於  
テ議席ヲ左ノ如ク指定セリ  
一四〇 岩崎 一高君  
〔拍手起立〕

○議長(大岡育造君) 是ヨリ會議ヲ開キ御詰リ申ス事ガ  
アリマス 第三部選出豫算委員鈴木富士彌君、第六部選  
出豫算委員紫安新九郎君、第四部選出請願委員一宮房  
治郎君、第七部選出請願委員藏内次郎君、右常任委員  
治郎君、第八部選出請願委員岩崎一高君

○議長(大岡育造君) 御異議無ケレバ之ヲ許可致シマ  
シマス、愛媛縣郡部選出議員岩崎一高君

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(大岡育造君) 御異議無ケレバ之ヲ許可致シマ  
シマス、各部ノ諸君ハ速ニ補闕選舉ヲ行ヒ届出アランコトヲ希  
望致シマス、更ニ尾崎行雄君、望月小太郎君海外旅行ニ  
付キ、來ル十七日ヨリ二十六日マテ請暇ノ申出ガアリマス、







シマシタ即チ本法ヲ先づ施行シヤウト致シマスル六六都  
市ノ地租ハ五百万圓内外ヲ國庫ガ收入シテ居ルノアリ  
マス、全國宅地租ノ三分ノ一弱ニ相當ルノアリマス、而シ  
テ本案ノ立案當時ノ然ラバ審議ハ如何デアタカト申  
シマスルト、本案立案當時ノ本計畫施行ニ關スル費用  
支辨ノ精神ハ、其計畫ニ依ル事業費ノ三分ノ一ヲ、國庫ヨ  
リ補助シヤウト云フノ證議ガアタコトヲ私ハ確信致シマス、而シ  
更ニ此三分ノ一ノ國庫補助、此審議ガアリ、而シテ此審議  
ノ三分ノ一ナル此裁量ノ數字ハ、其次ノ審議ニ至リマシテ、  
特ニ内務大臣ノ特定スル都市計畫事業ニ對シテ、國庫ヨ  
リ補助スルト云フコトニ改シテ參タノアリマス、又ハ事  
業費支辨ノコトデアリマスガ、其外ニ對シテ先刻委員長ノ  
御報告ニモアリマシタ通り、此國庫支辨以外ニ於テ即チ國  
有河岸地ト云フモノノ用ニ供セザルモノハ、此計畫  
事業遂行ノ財源ノ一タラシムルト云フコトニ、茲ニ法文ノ  
明記ガアルノアリマスガ、唯今申シマシタ、三分ノ一ノ國  
庫補助ヲスルト云フコトノ審議當時ニ於テハ、更ニ斯様ナ  
内議ガアタノアリマス、即チ都市計畫区域内ニ存スル國  
有土地ニシテ公用ニ供セザルモノハ、全部又ハ一部ノ都市  
計畫事業ノ費用ヲ負擔スル者ニ下付スルヲ得ト、斯様ナ議  
モアタノアリマシクガ、如何ナル關係デアリマシタカ、本法  
ニハ全ク兩事業共削除サレテ、御覽ノ如キ法文ニナツテ參  
タノアリマス、此ニ於テ吾ニ少數意見ヲ有シマス者ハ、唯今  
ノ委員長ノ報告ニ依リマスル、現主務大臣タル床次君ノ御  
言明ノ其事理ヲ盡シテノ御話ニ對シテハ、全然吾ニハ敬意  
ヲ表シ、且ツ其言ヲ信ズル者デアリマスガ、法ハ一度制定致  
大デアリマスカラ、主務大臣ノ御辯明ヲ得タト致シマシテモ  
單ニ此事ヲ以テ法文ニ明記ヲ省クト云フコトハ、到底立法  
ノ精神ノ上カラ見テモ、忽ニシスベキ事デハナイノミナラズ、  
其當路者タル床次主務大臣ノ御意見ハ、幸ニシテ床次君  
ガ何時マテモ御就職デアリマスレバ、是ハ別問題デアリマス  
ガ、今日ノ事、明日ヲ知ルベカラザルコトデアリマス、而已ナ  
ラズ床次君ノ御辯明ガアリマシテモ、唯今申シマス通り、高  
橋大藏大臣ノ本員ノ質問ニ對スル應答ニ對シテハ、其誠  
意ヲ疑ハザルヲ得ヌノアリマス、更ニ吾ニガ補助ヲ必要ト  
スル理由——強キ理由ノ一ヲ申上ダマスト、此官有地ハ東  
京ニハ可ナリ多數ノ面積ニ瓦ツテ居リマス、其他苟モ都會ヲ  
成シ居ル所ニハ、相當ノ官有地ヲ有シテ居リマス、而已ナラ  
ズ此都市計畫事業ノ結果ト致シマシテ、舊市街ヲ建設致  
シマストキニハ、耕地整理法ニ依リマシテ、其市街ノ建設ヲ  
致スノアリマスガ、此區域外ニ瓦ツテ、隣接町村ニ其市街  
ヲ建設スル所ノ即チ市街宅地、此市街宅地ナルモノハ、何

人ニ依テ之ヲ建設セラレ、何人ニ依テ此地價ヲ高メルカト  
申シマスレバ、即チ此自治體唯今ノ地區ヲ成シテ居リマス  
各公共團體ノ費用、公共團體住民ノ負擔支辨ニ依リマシ  
テ、悉ク此計畫ガ行ハレルノアリマス、而モ公共團體ノ支  
辨シタル所ノ經費ヲ以テ、其事業ヲ行ヒマシタモノヲ、國庫  
ハ市街宅地ニ依テ益其宅地ノ騰貴ニ依リマスル地租ノ  
收入ハ、國庫ニ於テ之ヲ取入レルト云フコトニナリマスカラ、  
其費用ハ自治體ガ負擔シ、其收入ハ國庫ガ之ヲ收入スル  
ト云フコトニ當リマシテハ、益、國庫補助ノ必要ヲ認メルコ  
トニナリハセヌカ、此點ガ吾ニガ一面ニ於テ不道理デアリ、  
一面ニ於テ當然主張スペキ道理アリト云フガ為メニ、此國  
庫補助ヲ主張スルノアリマス、又河岸地ト云フ一部ヲ限  
リマシテ、既ニ財源トシテ國有河岸地ノ公共ノ用ニ供セザ  
ルモノノアリナラバ、今日大都市ヲ首メ各都市ニ實見致シマ  
スル所ノ官有地ニシテ、公共ノ用ニ供セズ不用地ニ屬シテ  
居リマスル土地等ハ、其公共團體若クハ自治體ニ之ヲ下  
付シテ、一面ニ於テ此事業ヲ遂行スルノ財源タラシメ、一面  
ニ於テ唯今申ス通り、國家ノ收入ヲ増加スルコトノ根本ヲ  
有スルノアリマスカラ、此根本ノ理由ニ對シテ之ヲ助成ス  
ル、而シテ國家ガ本法律ヲ制定致シマスル所ノ趣旨ヲ達ス  
ルヤウニシタナラバ、多數住民ノ安寧福利ト云フコトヲ目的  
ト致シマスル上ニ於テ、旁、國家當然ノ責務デハナカラウカ、  
殊ニ又近時食糧問題等ノ關係ヨリ致シマシテ、政府ハ一大  
開墾會社ヲ拵ヘテ、其資本金三千万圓、三十箇年ノ期限  
ヲ附シテ、年八朱ノ補給ヲモシテ行カウト云フヤウナ計畫ヲ  
持テ居ラレルコトデアリマスカラ、都市計畫ノ——殊ニ床次  
内務大臣ハ、頗ル熱心ニ此計畫ヲ進メタイト云フ御希望ヲ  
持テ居ラレルノアリマスカラ、此各都市ニ散在スル所ノ  
官有地ヲ無償ニ下付致シマシテ、是等ヲ財源トシテ、公共  
土地建物會社ト云フヤウナモノヲモ設立シ、之ニ政府ガ或  
ル程度マテ補給ヲスルト云フ、即チ開墾會社ト同様ナ趣旨  
ニ於テ致シマシタナラバ、此都市計畫事業ヲ進ムル上ニ於  
テ、最モ便利多シト考ヘマスルガ故ニ、唯今申上ダタ通り、  
一面ニ於テ國庫補助ヲスルコトノ必要ヲ吾ニハ認メ、又一  
面ニ於テ、官有地無償下付ノ必要アルコトヲ認メマシテ、而  
シテ少數意見トシテ之ヲ提出致シタノアリマス、即チ此理  
由ニ依テ、本案ニ對シテ先刻委員長ノ御報告セラレマシタ  
通リノ修正案ヲ提出スルト云フコトノ順序ニ至ルノアリ  
マス、何卒諸君ノ御審議ニ依リマシテ、吾ニハ意見ノ達セラ  
レルヤウニ御協賛ヲ願ヒタメヒマス（拍手起立）  
○議長（大岡育造君） 唯今ノ修正意見ハ、修正案トシテ  
提出サレタ譯ニナリマスカ、定規ノ贊成ガアリマスカ

- 〔アリマス「贊成々々」ト呼フ者アリ〕  
○議長（大岡育造君） 賛成アリト認メマス、兩案ノ二讀  
會ヲ開クベキヤ否ヤヲ詰リマス  
〔異議ナシト呼フ者アリ〕  
○議長（大岡育造君） 御異議ガ無ケレバ、二讀會ヲ開キマ  
ス  
○議長（大岡育造君） 御異議ハアリマセヌカ  
〔異議ナシト呼フ者アリ〕  
○議長（大岡育造君） 御異議無ケレバ、直チニ第二讀會  
ヲ開キマス、兩案ノ全部ヲ議題ト致シマス  
○議長（大岡育造君） 兩案ヲ一括シテ、直チニ其ニ二讀會ヲ開カレ  
シコトヲ望ミマス  
○議長（大岡育造君） 御異議ハアリマセヌカ  
○議長（大岡育造君） 修正案ニ就テ贊成ノ諸君ノ起立  
ヲ求メマス  
都市計畫法案（政府提出） 第二讀會  
市街地建築物法案（政府提出） 第二讀會  
○議長（大岡育造君） 修正案ニ就テ贊成ノ諸君ノ起立  
ヲ求メマス  
○議長（大岡育造君） 少數  
起立者  
○議長（大岡育造君） 御異議が無ケレバ、委員長報告ノ  
通リニ決シマシタ  
○岩崎勲君 直チニ兩案ノ第三讀會ヲ開キ、第二讀會議  
決ノ通り可決確定セラレントコトヲ望ミマス  
○議長（大岡育造君） 御異議ハアリマセヌカ  
〔異議ナシト呼フ者アリ〕  
○議長（大岡育造君） 御異議無ケレバ、直チニ第二讀會  
ヲ開キマス、議案全部ヲ議題ト致シマス  
○議長（大岡育造君） 少數  
起立者  
○議長（大岡育造君） 御異議が無ケレバ、少數案ハ否決セ  
ラレマシタ（笑聲起）修正案ハ否決セラレマシタ、委員長ノ  
報告ニ御異議ハアリマセヌカ  
○議長（大岡育造君） 御異議無ケレバ、直チニ第二讀會  
ヲ開キマス、議案全部ヲ議題ト致シマス  
○議長（大岡育造君） 少數  
起立者  
〔異議ナシト呼フ者アリ〕  
○議長（大岡育造君） 御異議無ケレバ、直チニ第二讀會  
ヲ開キマス、議案全部ヲ議題ト致シマス  
○議長（大岡育造君） 少數  
起立者  
〔異議ナシト呼フ者アリ〕  
○議長（大岡育造君） 御異議無ケレバ、直チニ第二讀會  
ヲ開キマス、議案全部ヲ議題ト致シマス  
○熊谷五右衛門君 議長  
〔異議ナシト呼フ者アリ〕  
○議長（大岡育造君） 熊谷五右衛門君、何デスカ  
○議長（大岡育造君） 御異議が無ケレバ、兩案共ニ可決  
確定シタルコトヲ宣告致シマス  
○熊谷五右衛門君 議長  
○熊谷五右衛門君 委員ノ諸君ハ、委員室ニ御集リヲ願  
ヒマス  
○議長（大岡育造君） 許可致シマス  
○熊谷五右衛門君 委員ノ諸君ハ、委員室ニ御集リヲ願  
ヒマス

○議長(大岡育造君) 日程第二、史蹟名勝天然紀念物保存法案、貴族院提出

## 第一 史蹟名勝天然紀念物保存法案(貴族院提出)

第一讀會

### 史蹟名勝天然紀念物保存法

第一條 本法ヲ適用スヘキ史蹟名勝天然紀念物ハ内務大臣之ヲ指定ス

第二條 史蹟名勝天然紀念物保存法

前項ノ指定以前ニ於テ必要アルトキハ地方長官ハ假ニ之ヲ指定スルコトヲ得

第三條 史蹟名勝天然紀念物ノ調査ニ關シ必要アルトキハ指定ノ前後ヲ問ハス當該吏員ハ其ノ土地又

隣接地ニ立入り土地ノ發掘障碍物ノ撤去其ノ他調査ニ必要ナル行爲ヲ爲スコトヲ得

第四條 史蹟名勝天然紀念物ニ關シ其ノ現狀ヲ變更シ又ハ其ノ保存ニ影響ヲ及ホスヘキ行爲ヲ爲サムトスルトキハ地方長官ノ許可ヲ受クヘシ

第五條 内務大臣ハ史蹟名勝天然紀念物ノ保存ニ關シ地域ヲ定メテ一定ノ行爲ヲ禁止若ハ制限シ又ハ必要ナル施設ヲ命スルコトヲ得

第六條 前項ノ命令若ハ處分又ハ第二條ノ規定ニ依ル行爲ノ爲損害ヲ被リタル私人ニ對シテハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府之ヲ補償ス

第七條 内務大臣ハ地方公共團體ヲ指定シテ史蹟名勝天然紀念物ノ管理ヲ爲サシムルコトヲ得

第八條 前項ノ管理ニ要スル費用ハ當該公共團體ノ負擔トス

第九條 国庫ハ前項ノ費用ニ對シ其ノ一部ヲ補助スルコトヲ得

第六條 第三條ノ規定ニ違反シ又ハ第四條第一項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者ハ六月以下ノ禁錮若ハ拘留又ハ百圓以下ノ罰金若ハ科料ニ處ス

### 附 則

本法施行ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行ノ期日ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

古社寺保存法第十九條ハ本法施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

〔發言ナシト呼フ者アリ〕

○議長(大岡育造君) 発言者ガアリマセヌカラ次ノ日程ニ移リマス、右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉ト致シマス

○岩崎勳君 本案ハ外客ノ招致及待遇ニ關スル建議案外一件ノ委員ニ併セ付託サレントコトヲ望ミマス

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(大岡育造君) 御異議アリマセヌカ——御異議無

ケレバ動議ノ如ク決シマシタ、日程第四、東京市ニ關スル法律案ノ第一讀會ヲ開キマス、鳩山一郎君

### 第四 東京市ニ關スル法律案(近藤達兒君外七名提出)

第一讀會

### 東京市ニ關スル法律案(近藤達兒君外七名提出)

第一讀會

### 東京市ハ從來ノ區域ニ依リ之ヲ府縣ノ區域外トス

第二條 東京市ハ法人トス官ノ監督ヲ承ケ法令ノ範圍内ニ於テ其ノ公共事務並從來法令又ハ慣例ニ依リ府又ハ市ニ關スル事務及將來法律勅令ニ依リ市ニ屬スル事務ヲ處理ス

第三條 東京市ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ市内ニ於ケル衛生交通ニ關スル警察事務ヲ掌理ス

第四條 市制中市稅ノ賦課ニ關スル規定ノ外府縣稅ノ規定ヲ準用ス

從來府ニ於テ賦課スル賦金ノ徵收ニ付テハ市稅ニ準シ市ニ於テ之ヲ賦課シ其ノ支辨ハ從前ノ規定ニ依ル

第五條 東京市ハ内務大臣之ヲ監督ス

第六條 市制中府縣知事又ハ府參事會ノ權限ニ關スル事項ハ内務大臣之ヲ行フ

第七條 市制中監督官廳ノ裁定、決定、裁決又ハ處分ニ關シ出訴シ得ヘキ事項ニ付テハ直ニ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第八條 市制中府參事會ニ於テ市會又ハ市參事會ニ代リテ處置スヘキ事項ハ内務大臣ノ許可ヲ經テ市長之ヲ處置シ次ノ市會又ハ市參事會ニ報告スヘシ

第九條 本法ニ規定スルモノノ外總テ市制ノ規定ニ據ル

〔拍手スル者アリ〕

第十條 本法施行ノ期日ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十一條 本法施行ノ際必要ナル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

〔鳩山一郎君登壇〕

〔拍手スル者アリ〕

○岩崎勳君 提出者トシテ本案ノ説明ヲ致シマス、本

案提出ノ理由ノ大要ハ、理由書ニ依テ明白デアリマスルカ

ヲ致シテ置キマシタガ如何デスカ

○村松恆一郎君 本員ハ本案ニ就キマシテ、質問ノ通告

問ガアシテ後ニ決ヲ採リマス

○村松恆一郎君 ソレニ就キマシテ尙ホ伺テ置キマスガ、大臣員ハ政府ニ向テ質問致シタイト云フノデアリマスガ、大臣若クハ政府委員ガ御出席ニナツテ居リマスカ  
○議長、大岡育造君、唯今呼ビニヤリマシタ  
○村松恆一郎君 出席マヂ待チマス——出席ニナリマシタ  
カ、マダ……

○議長(大岡育造君) マダ——政府委員が出マシタ  
〔村松恆一郎君登壇〕

○村松恆一郎君 諸君、唯今提出ノ理由ヲ辯明ニナリマシタ所ノ東京市ニ關スル法律案ニ就キマシテハ、本員モ全然賛成ナンデアリマス、ソレニ付キマシテ、一應政府ノ意思ヲ確メテ置キタイト思ヒマスルカラ、簡單ニ質問ヲ致シタイト思フノデス、唯今鳩山君モ述ベラレマシタ如ク、此東京市ニ特別ノ制度ヲ設ケルト云フ事ニ付テハ、此議場ニモ、十數年來屢々提出ヲ致サレマシタ問題デアリマシテ、現ニ本員等其他東京市ニ關係ノ有ル諸君ヨリシテ、昨年モ建議案ヲ提出致シテ居ル次第アリマス、其建議案ハ委員會ヲ滿場一致ヲ以テ通過致シ、併セテ此議場ニ於キマシテモ、亦滿場一致ヲ以テ通過致シ、併セテ居ルノデアリマス、其委員會ニ於キマシテ、當時ノ水野内務次官ノ其建議案ニ對スル答辯ニ依リマスルト云フ上、市ト郡トノ關係ヲ調和シテ其市ト郡トノ兩團體トノ間ニ支障ヲ來サナイ程度ニ於テ何カ適當ナ案ヲ考ヘルコトが必要アラウト云フコトニ付テハ政府ニ於テモ考慮ヲ運ラシタイト云フ考ヲ持テ居リマス」洵ニ言葉ハ婉曲デアリマスルガ、兎ニ角政府ニ於テ、此東京市ニ對シテ特別ノ制度ヲ設ケバナラスト云フ必要ハ、確ニ認メラレテ居ルノデアリマス、更ニ之ヲモウ一步立入テ申シマスルト云フト、昨年本員等が建議案ヲ提出致シマスル以前三ニ、當時ノ内務大臣ノ後藤君、内務次官ノ水野君ト、市ニ關係ノ有ル代議士ト、此院内ニ於キマシテ非公式ニ協議ヲ致シマシテ、其際吾ニヨリハ、東京市ノ特別制度ニ關スル法律案ヲ提出致シタイト云フノデアリマシタガ、其際水野次官ノ言ハレル所ニ依ルト、此事ニ就テハ、政府ニ相當ノ考慮ヲ費シテ居ルノデアル、近キ將來ニ、必ズ或ル程度ノ特別ノ市制ヲ議會ニ提出致シタイト云フ考デアルカラシテ、若シ御出シニナルナラバ、寧口建議案トシテ出シテ貰シタ方ガ、政府ガ法律案ヲ提出スル上ニモ却テ都合ガ宜シイカラ、左様ニ願ヒタイト云フ御話ガアッタノデアリマスデ吾ニハ此水野次官ノ言明ニ信頼ヲ致シマシテ、乃チ建議案ヲ提出致シタ次第デアリマスカラ、吾ニハ無論特別市制ト云フコトニ就テアリマスカラ、吾ニハ無論特別市制ト云フコトニ就テ

ハ、此議會ニ於キマシテ、政府ヨリ法律案ヲ提出セラル、モノデアルト云フコトヲ、固ク今日マヂ信ジテ居タノデアリマス、然ルニ早ヤ將ニ會期モ終リヲ告ゲントスル際ニ於テ、今尙ホシタ所ノ東京市ニ關スル法律案ニ就キマシテハ、本員モ全然賛成ナンデアリマス、ソレニ付キマシテ、一應政府ノ意思ヲ確メテ置キタイト思ヒマスルカラ、是ハ勿論水野君ノ次官、若クハ政府ノ方針ニ變更ノアルト云フコトモ、已ムヲ得ナイノデアリマスケレドモ、併ナグラ一時的ノ問題ト異リ、斯ノ如キ重大ナル問題ニ就テハ、恐ク從來内務省ニ於テモ十分ノ調査研究ヲ盡シテ、省議ヲ定メラレテ居ルデアラウト吾ミハ信ブルノデアリマスルカラ、内閣ガ更迭ヲ致シ、大臣ガ交代ヲ致サレテモ、此案ハ必ず提出サル、コトデアルト信ジテ居タノデアリマスルガ、唯今申上ゲルガ如ク、今日マヂ何等ノ御提案モ無イ、而シテ一面ニ於キマシテ、都市計畫法案ノ如キ、若クハ市街地建築物法案ノ如キ、都市ニ關スル法案ガ續々提案致サレルノデアリマシテ、政府ニ於テキマシテモ、都市就中此大都市ニ向シテ注意ヲ拂シテ居ラレルト云フコトハ、確ニ認メラレルノデアリマスガ、既ニ都市ノ建設若クハ擴張ト云フ事ニ就テ、十分ナル注意ヲ持テ居ラレル以上ハ、此都市ノ制度ト云フ事ニ就テモ、必ず相當ノ注意ヲ拂シテ居ラレルニ相違ナイト思フノデアリマスルガ、政府ハ近キ将来ニ於キマシテ、別ニ此東京市ニ對スル特別市制ヲ提出セラル、御考ガ有ルノデアリマスカ、否カ、或ハ唯今提出ニナリマシタ此法案ニ就テハ、全然御同意ヲ爲サル、ヤ否ヤ、此點ニ就キマシテ、政府ノ御言明ヲ得タイト思フノデアリマス

○議長(大岡育造君) 添田政府委員

○政府委員(添田敬一郎君) 唯今東京市ニ關スル特別市制ノ事ニ就キマシテ、昨年ノ委員會ニ於テ政府當局トノ答辯ノ次第ニ依テ、何故ニ本議會ニ提出シナカッタクト云フ御尋デアリマシタガ、此事ニ就キマシテハ、政府ニ於キマシテモ相當ニ考慮ヲ致シ、調査進行中デアルノデアリマス、併ナガラ甚ダ遺憾アハアリマスルガ、其影響スル所ガ非常ニ重大ナル關係ヲ有シテ居リマスルノデ、各方面ノ調査ハ進メテハ居リマスケレドモ、未だ成案ヲ得ルニ至ラヌノデアリマスル尙ホ此法案ニ就テ、政府ハ如何ナル意見ヲ持テ居ルス、隨テ今期議會ニ之ヲ提出スルニ至ラナカッタ次第アリマス、斯ウ云フ御尋デアリマシタガ、御提出ニナリマシタル法案ヲ拜見致シマスルト云フト、根本ニ於テ東京市ヲ東京府ノ農會ノ外ニ置ク、獨立ノ公共團體ニスルト云フ事ガ、主眼ニナツテ居ルヤウデアリマスル、是等ノ點ニ就キマシテハ、東京府ト云フ團體ノ組織ニ關係致シマス問題デアリマシテ、地方制度全體ニモ、影響ヲ及ボス所ノ關係ヲ持ツ次第デアリマスルノデ、直チニ此案ニ對シテ、唯今御同意ヲ申上ゲルト云フコトハ困難デアラウト思ヒマス、唯、此特別市制ノ問題ニ就キマシテハ考慮調査中デアルト云フコトニ御承知ヲ願ヒタイト思ヒマス

○村松恆一郎君 モウ一度政府委員ニ伺ヒタイ、唯今ノ御答ニ依テ、概略政府ノ御意見ハ相分リマシタガ、唯今御話ノアリマシタ通り、昨年本員等ノ提出致シマシタ建議案ハ現在ノ儘デ東京府ノ監督ヲ脱シテ、内務大臣ノ直接ノ監督ヲ受ケタイト云フダケナンデス、今回ノハ即ち東京府ト分離シテ、全ク東京市ヲ東京府ノ内ヨリ除外シテ、東京市ガ独立シタイト云フコトデアリマスカラ、無論非常ナル相違ガ有ルノデアリマスガ、若シ政府ガ今回ノ此提出案ニ同意ガ出来ナイトシテモ、昨年本員等ノ提出シタ所ノ建議案ノ程度位デアレバ、直チニ御實行ニナル御考ガ有ルノデアリマスカ否ヤ、モウ一應御返事ヲ伺ヒタイ

○議長(大岡育造君) 添田政府委員

○政府委員(添田敬一郎君) 御答ヲ致シマスガ、其點ニ就キマシテハ、先刻申述ベマシタル通りデアリマシテ、今後ノ調査ノ進行ノ狀況ニ依ルコトデアリマス、進行ノ程度ニ依テ決定ヲスル、斯ウ云フ事ニ御承知ヲ願シテ置キタイト思ヒマス

○議長(大岡育造君) 添田政府委員

○議長(大岡育造君) 本案ハ岩崎君ノ動議ノ如ク、議長指名、九名ノ委員ニ付託スルニ御異議アリマセヌカ  
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(大岡育造君) 御異議無シト認メマス、乃チ動議ノ如ク決シマシタ、日程第五、農會法中改正法律案ノ第一讀會ヲ開キマス、提出者中倉万次郎君

### 第五 農會法中改正法律案(中倉万次郎君外)

十名提出

第一讀會

農會法中左ノ通改正ス  
第一條ノ三 農會ノ經費ハ市町村農會ニ在リテハ之ヲ組織スル

員ノ負擔トシ其ノ他ノ農會ニ在リテハ之ヲ組織スル

農會ノ負擔トス

市町村農會ノ經費又ハ過怠金ヲ滯納スル者アル場

合ニ於テ市町村農會長ノ請求アルトキハ市町村ハ市町村稅ノ例ニ依リ之ヲ處分ス此ノ場合ニ於テ市町村農會ハ其ノ徵收金額ノ百分ノ四ヲ市町村ニ交付スヘ

前項徵收金ノ先取特權ノ順位ハ市町村、水利組合  
其ノ他ニ準スヘキモノノ徵收金ニ次クモノトス

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

(中倉万次郎君登壇)

(拍手起ル)

○中倉万次郎君 簡單ニ提出ノ理由ヲ述ベマス、此農會法中改正法律案ハ、現行農會法第一ノ二ノ次ニ「ヲ加ハマシテ」農會ノ經費ハ町村農會ニ在リテハ會員ノ負擔トシ其他ノ農會ニ在リテハ之ヲ組織スル農會ノ負擔トス」(市町村農會ノ經費又ハ過怠金ヲ滯納スル者アル場合ニ於テ市町村農會長ノ請求アルトキハ市町村ハ市町村稅ノ例ニ依リ之ヲ處分ス此場合ニ於テ市町村農會ハ其ノ徵收金額ノ百分ノ四ヲ市町村ニ交付スヘシ「前項徵收金ノ先取特權ノ順位ハ市町村水利組合其他之ニ準スヘキモノノ徵收金ニ次クモノトス」)附則本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム」斯ウ云フ改正ノ要旨アリマス、此農會法改正ニ就キマシテハ、數年前ヨリ本會ニ於キマシテモ、度々或ハ全會一致、大多數ヲ以テ通過致シマシタガ、不幸ニシテ貴族院ニ於テ、審議ノ都合ニ依テ、其儘議了スルコトガ出來ナカタト云フ運命ヲ被ダ案デアリマス、デ昨年モ丁度此通りアリマシテハ、今年ハ御承知ノ通り農會ノ發展、町村ノ振興ト云フコトハ、第一食糧問題等ヨリ申シテ、國家ノ基礎獨立ニモ關係スル案デアリマスカラ、是非兩院ヲ通過致シマシテ、サウシテ法律トナルコトヲ希望致シテ居ルノデアリマス、今少シ早く之ヲ提出スル積リデアリマシタケレバ、ニ承ル所ニ依ルト、或ハ政府案トシテ提出スルコトガアルカモ知レヌト云フノデ、是マデ差控ヘテ模様ヲ見テ居ルタノデアリマス、所ガ今日ニ至テモ、其提案ヲ見ルコトガ出來マセヌノデ、已ムヲ得ズ此議會ノ切迫シタル今日提出致シタレデアリマス、本案ノ理由ニ就テハ、數回本議場ニ紹介セラレニ違ヒナイ、ソレデ會計士法ト云フモノヲ作シテ、會計士ト云フ者ヲ公認スルノガ、最モ必要ナリト云フ意見デアリマスは提案者ノ會計士法案ヲ提出セラレタル理由ノ最モ主ト云フコトニナレバ、今後公益事業ガ段々發達シテ來ルト云フコトニナレバ、貴族院ニ迴サレテ、本年ハ貴族院モ出成ベク會期切迫ノ今日デアリマスルカラ、滿場一致ノ同意ヲ得マシテ、若シ委員會ニ付託サレマシタナラバ、委員會モ速ニ結了サレマシテ、貴族院ニ迴サレテ、本年ハ貴族院モ出過スルヤウニ致シタイト思ヒマス、ドウカ御賛成ヲ願マス(拍手起ル)

○岩崎勳君 本案ハ農工銀行法中改正法律案外二件ノ委員ニ併セテ付託サレンコトヲ望ヒマス(拍手起ル)

○議長(大岡育造君) 御異議アリマセヌカ  
(「異議ナシ」下呼フ者アリ)

O 議長(大岡育造君) 御異議無シト認メマス、乃チ動議

ノ如ク決シマシタ、日程第六、會計士法案第一讀會ノ續ヲ開キマス、委員長小川寅六君

第六 會計士法案(近藤達兒君外一名提出)  
(小川寅六君登壇) 第一讀會ノ續(委員長報告)

(拍手起ル)

○小川寅六君 唯今議長ヨリ宣言ニナリマシタ、會計士法案ノ委員會ニ於ケル經過並ニ結果ヲ御報告致シマス、委員會ヲ開キマスコト前後五回デアリマス、質問應答ノ末、慎重審議ヲ遂ダマシテ、御手許ニ迴シテアリマス通り修正

議決ヲ致シマシタ、成ベク手短ニ委員會ノ内容ヲ申上げマス、委員中提案者ニ對シマシテ、本案提出ノ理由ノ説明ヲ求メラレマシタ、提案者ノ説明ハ詳シヨコトアリマシタケレドモ、之ヲ簡略ニ申シマスレバ、目下經濟界ノ發達が著シクナッテ居ル、戰時中株式會社ノ出來マジタ、其事業ニ投ゼラレタ資本ダケデ五十億圓デアル、拂込額ガ十五億圓ニ上ダテ居ル、デ其資本ガ果シテ正確ニ管理セラル、ヤ、又有効ニ運用セラル、ヤト云フコトニ付テハ、最モ嚴密ノ調査ヲ要スベキモノナル、嚴密ニ検査セラテ、始メテ資本ヲ投ジタル人モ安心シ、又國家ノ經濟ノ爲メニモ安定ヲ得ルコトニナリマス、就キマシテハ、茲ニ公平ニシテ不羈獨立、利害關係ノ無イ第三者、又相當ノ學識經驗ノアル者、即チ會計士ヲ公認シテ此検査ノ任ニ當ラシメ、若クハ證明ノ任ニ當ラシメルコトヲ必要トスルト云フノデアリマス、是ハ營利會社ノコトデアリマスガ、營利事業ヲ目的トセざル社團、又ハ財團ノ法人ニ就テモ同様デアリマス、會計狀態ヲ明確ニスルト云フコトニナレバ、今後公益事業ガ段々發達シテ來ルニ違ヒナイ、ソレデ會計士法ト云フモノヲ作シテ、會計士ト云フ者ヲ公認スルノガ、最モ必要ナリト云フ意見デアリマスは提案者ノ會計士法案ヲ提出セラレタル理由ノ最モ主要ナ點デアリマス、委員會ハ山本農商務大臣ノ出席ヲ求メマシテ、政府ノ所見ヲ尋ねタノデアリマス、山本農商務大臣ハ、誠ニ此會計士法案ハ其趣意ニ於テ最モ贊成デアル、唯、自分ガ心配スルノハ、此會計士法ガ出來マシテモ、果シテ其效果ヲ舉ゲルヤドウカ、其點ニ少シ心配ガアル、又會計士法が出來マシタニシタ所デ、會計士ガ果シテ其人ヲ得ラル、ノデアラウカ、此二ツノ點ガ、自分ハ甚ダ心配ニ堪ヘヌノデアル、然レドモ決シテ不贊成デハナイ、政府案トシテ提出スル程ノ勇氣ハ無イケレドモ、決シテ不贊成ノ事デハナイト云フコトデアリマシタ、是ガ山本農商務大臣が出席セラレタル上ニ、政府ノ所見ヲ述ベラレタノデアリマス、ソレデ政府ノ所見モ略、分リマシタカラ、懇談會ニ入リマシテ、提漏スト云フコトモ困ルト云フノデ、「會計士タリシ者」ト云

案者ト委員、並ニ政府委員ガ協同一致致シマシテ、修正ニ關スル意見ヲ交換致シマシタ、其結果委員長及理事ノ兩人修正委託ト云フコトニ相成リマシタ、デ私ト理事ノ君ト協議ノ結果修正案ヲ作りマシタ、併シ此修正案ハ、懇

刻申上ダタ通り拵上ダタノデアリマスカラ、直チニ其修正案ノ通リニ可決ニ相成リマシタ、次第デアリマス、其修正案ノ大要ハ、諸君ノ御手許ニ差上げテ置キマシタ、通リノ事デアリマス、字句ノ點ハ別ニ説明ヲ致シマセヌ、唯、重要ナ點ダケラ申上げテ置キマス、第一條ニ「和解」ト云フコトガ會計士ノ職務ノ中ニ入ダテ居ルノデアリマスガ、和解ノ事柄ハ監督ヲ受ク下云フ條項ヲ置キ、監督者ヲ明ニスル必要ガアルノ範圍内ニ置ク必要モアルマイト云フノデ「及和解」ト云フノヲ削除致シマシタ、第二條ニ「會計士ハ農商務大臣ノ監督ヲ離レテモ出來マシテアリ、必スシモ會計士ノ職務ナッテ居ル、戰時中株式會社ノ出來マジタ、其事業ニ投ゼラレタ資本ダケデ五十億圓デアル、拂込額ガ十五億圓ニ上ダテ居ル、デ其資本ガ果シテ正確ニ管理セラル、ヤ、又有効ニ運用セラル、ヤト云フコトニ付テハ、最モ嚴密ノ調査ヲ要スベキモノナル、嚴密ニ検査セラテ、始メテ資本ヲ投ジタル人モ安心シ、又國家ノ經濟ノ爲メニモ安定ヲ得ルコトニナリマス、就キマシテハ、茲ニ公平ニシテ不羈獨立、利害關係ノ無イ第三者、又相當ノ學識經驗ノアル者、即チ會計士ヲ公認シテ此検査ノ任ニ當ラシメ、若クハ證明ノ任ニ當ラシメルコトヲ必要トスルト云フノデアリマス、是ハ營利會社ノコトデアリマスガ、營利事業ヲ目的トセざル社團、又ハ財團ノ法人ニ就テモ同様デアリマス、會計狀態ヲ明確ニスルト云フコトニナレバ、今後公益事業ガ段々發達シテ來ルニ違ヒナイ、ソレデ會計士法ト云フモノヲ作シテ、會計士ト云フ者ヲ公認スルノガ、最モ必要ナリト云フ意見デアリマスは提案者ノ會計士法案ヲ提出セラレタル理由ノ最モ主要ナ點デアリマス、委員會ハ山本農商務大臣ノ出席ヲ求メマシテ、政府ノ所見ヲ尋ねタノデアリマス、山本農商務大臣ハ、誠ニ此會計士法案ハ其趣意ニ於テ最モ贊成デアル、唯、自分ガ心配スルノハ、此會計士法ガ出來マシテモ、果シテ其效果ヲ舉ゲルヤドウカ、其點ニ少シ心配ガアル、又會計士法が出來マシタニシタ所デ、會計士ガ果シテ其人ヲ得ラル、ノデアラウカ、此二ツノ點ガ、自分ハ甚ダ心配ニ堪ヘヌノデアル、然レドモ決シテ不贊成デハナイ、政府案トシテ提出スル程ノ勇氣ハ無イケレドモ、決シテ不贊成ノ事デハナイト云フコトデアリマシタ、是ガ山本農商務大臣が出席セラレタル上ニ、政府ノ所見ヲ述ベラレタノデアリマス、ソレデ政府ノ所見モ略、分リマシタカラ、懇談會ニ入リマシテ、提漏スト云フコトモ困ルト云フノデ、「會計士タリシ者」ト云

フノヲ加ヘマシタ、ソレカラ第十三條三「刑法第百九十七條及第百九十八條ノ規定ハ會計士ノ業務ノ執行ニ付之ヲ準用スト云」コトニ原案ノ第十一條ヲ改メマシタ、此刑法第百九十七條ハ、公務員ガ收賄シタルトキノ條文デアリマス、是ハ元來原案ノ趣意ガサウデアリマスケレドモ、條文ヲ舉ダテ之ヲ明確ニスル方ガ宜イト云フコトデ、唯今申上げタ通りニ刑法ノ條文ヲ掲ゲマシタ、原案ノ第十七條即チ修正案ノ第十八條ハ、「懲戒ハ會計士銓衡委員會之ヲ行フ」トアルノヲ「委員會ノ議決ヲ經テ農商務大臣之ヲ行フ」ト云フコトニ致シマシタ、ソレカラ附則ノ中ニ「會計士銓衡委員會ノ銓衡ヲ經タル者ハ當分ノ内第三條第一號及第三號ノ規定ニ拘ラス會計士タルコトヲ得」下致シマシタ、ソレハ當分ノ内會計士銓衡委員會ノ銓衡ニ依リ、會計士タルベキ資格アリト認ムル者ハ、當分試験ヲシナクテ、又三年以上會計士ノ事務所ニ在テ、修習シナクテモ、會計士銓衡委員會ノ銓衡デ許シテモ差支アルマイト云フノデ、其通りニ附則ヲ改メマシタ、是カ重要ナル修正デアリマス、提案者ニ於キマシテモ、此修正ニ就キマシテ満足ノ意ヲ表セラレテ居ルノデアリマス、尙ホ終リニ申上ダテ置キタイノハ、特ニ委員會ノ決議ニ依リマシテ、御報告ヲスルヤウニト云フコトデアリマス、其一ツ、此會計士法ニ依リマスルト、會計士ナルモノガ出来マレバ、勝手ニ會社ニ行キ、又銀行ニ行キ、其財產ノ状況ヲ検査シ、又ハ其帳簿ヲ閲覽シ得ルヤウニ見エル、ソレハ全クサウデハナイト云フコトヲ一ツ明ニスル必要ガアルトノ事デ、此點ニ就キ委員ヨリ質問が出マシテ、提案者ガ返答セラレル所ニ依リマシテハ、此會計士法案ハ會計士ト囑託ヲシタ者、即チ囑託者トノ間ノ關係ヲ規定スルノデアル、又會計士ノ業務ノ範圍ヲ定メタノデアル、ソレデ法律上囑託人ガ銀行又ハ會社ニ行キ調査ヲ許セラレル場合ハ、會計士モ亦乗込ンデ銀行又ハ會社ニ行キ調査スルコトモ出來ナイ、早く申シマスルト、先方ガ承知スレバ、格別、法律上囑託人ガ個人トシテ銀行ニ行キ、會社ニ行シテ帳簿ヲ検査シ得ベキ場合ハ別ト致シマシテ、他人ガ許セラレル場合ニ決シテ會計士ガ行シテ検査ヲスルコトハ出來ナイノデアリマシテ、強制的デナイト云フコトヲ明ニスル必要ガアル、是ハ提案者ノ意見アル、念ノ爲メニ政府委員ノ松村法制局參事官司法省ノ山内參事官、農商務省ノ岡本商工局長ノ之ニ對シテノ意見モ尋不テ見タノデアリマスガ、皆ナ同様デアリマス、提案者ノ御意見ノ如ク、法律ニ許セラザル場合ニハ、決シテ相手方ノ承諾ズシテ、銀行其他ノ會社ニ乗込ンデ司法士ハ調查ガ出来ヌモノデアル、詰マリ會計士ハ囑託人ノ依囑ニ基テスル仕事デアル、囑託人が出來ザル事柄ハ、會計士ニ於テモ決シテ出來ルモノデナイトノ意見デアリマス、

是ハ申スマデモナイ事デアリマスケレドモ、合名會社ノ場合ノ如キモノハ、皆ナ其社員ハ會社ノ調查ガ出来ルノデアリマス合名會社ノ無限責任者デモ、其會社ノ帳簿ヲ検査スルコトモ出來ルノデアリマス、合資會社ノ有限社員ノ如キモノハ制限ガアリマシテ、裁判所ノ許可ヲ得ナケレバナラヌ、又營業年度ノ終リデナケレバ、バイカヌト云フ、チャントシタ規定ガアリマス、株式會社ノ如キモノ亦此制限ガアルノデアリマス、コトニ致シマシタ、此點ニ就ア特ニ委員會ノ決議ヲ以テ、諸銓衡ヲ經タル者ハ當分ノ内第三條第一號及第三號ノ規定ニ拘ラス會計士タルコトヲ得」下致シマシタ、ソレハ當分ノ内會計士銓衡委員會ノ銓衡ニ依リ、會計士タルベキ資格アリト認ムル者ハ、當分試験ヲシナクテ、又三年以上會計士ニ申上ダテヨト云フコトデアリマスカラ、是ダケヲ申上ダテ置キマス、第二ノ希望トシテ委員會デ政府當局者ニ斯ウイノデアル、此點ガ提案者ノ御意見モ政府ノ御意見モ一致シタノデアリマス、此點ニ就ア特ニ委員會ノ決議ヲ以テ、諸君ニ申上ダテヨト云フコトデアリマスカラ、是ダケヲ申上ダテ置キマス、第二ノ希望トシテ委員會デ政府當局者ニ斯ウ云フ手續ヲ執ルベシ貴ヒタ、即チ「利害關係人ノ囑託ニ因り會計士ガ其職務ヲ執行スル場合ニハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外調査ヲ受クルモノ、承諾ヲ得サルヘカラス」ト云フ意味ヲ、主務大臣ガ本法實施ノ際ニ手續法ヲ規定スルトキニ其手續法ニ之ヲ規定スルカ、又手續法中ニ規定スルコトが出來ナイト云フコトニナレバ、其他適宜ノ方法デ宜イカラ世人ノ誤解無イヤウニ、其誤解ヲ防クダケノ手續ヲ執リタイト云フコトヲ政府當局ニ希望シテ置キタイ、丁度委員會ニ出席ヲセラレテ居リマシタ政府委員モ、此點ガ如何ニモ御尤ナ事ト、此法案通過ノ曉ニハ、其手續ヲ執ルヤウニ致シマセウト云フ言明ヲ得マシタノデアリマス、是ダケガ報告デゴザイマス、此案ハ申マデモナク、三十一議會、三十六議會、三十七議會、四十議會、四度モ出テ居リマシテ、十六七議會、三十七議會ノ如ク諸君ニ於テモ修正案ノ通リニ一ス何卒三十七議會ノ如ク諸君ニ於テモ修正案ノ通リニ一ツ御可決アランコトヲ希望致シマス（拍手起立）○議長（大岡育造君）本案ノ二讀會ヲ開クヤ否ヤヲ諮リマス

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕  
○議長（大岡育造君）御異議ガ無ケレバ、二讀會ヲ開クニ決シマシタ  
○岩崎勤君 直チニ本案ノ二讀會ヲ開キ、三讀會ヲ省略シテ委員長報告通り、即チ委員會ニ於テ修正議決ノ通り、可決確定セラレントコトヲ希望致シマス（拍手起立）  
○議長（大岡育造君）本案ノ二讀會ヲ開クヤ否ヤヲ諮リマス  
〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕  
○議長（大岡育造君）御異議無ケレバ、直チニ二讀會ヲ開キマス  
會計士法案（近藤達兒君外一名提出） 第二讀會（確定議）  
〔異議ナシト呼フ者アリ〕  
○議長（大岡育造君）御異議ガ無ケレバ、三讀會ヲ省略シテ、委員長報告ノ通り可決確定シタルコトヲ宣告致シマス

〔二〕

ナイ、即チ訴訟事件、非訟事件、訴訟ノ鑑定、其他事件ノ取扱、又辯護士等ニ訴訟事件ヲ依頼致ス、サウ云フ事ハ全ク出来ナイノデアル、又其第十條ニ於テハ司法代書人ハ、其取扱タ事件ヲ漏泄スルコトガ出来ナイ、但シ裁判所又ハ檢事局ノ召喚ヲ受ケテ訊問ヲサレタ場合ハ此ノ限ニ在ラス、第十一條ニ於テハ、司法代書人ノ風紀維持ノ規定ヲ設ケテ、司法代書人ハ、其業務ニ違反シテ、品位ヲ失墜スルト云フヤウナ行爲ノアタ場合ニ、地方裁判所長ハ司法大臣ノ認可ヲ受ケテ、業務ノ禁止又ハ停止、五百圓以下ノ過料處分ヲスルコトガ出來ル、此五百圓以下ノ過料處分ニ付テハ非訟事件手續法ノ第二百八條ノ規定ヲ準用シテ、強制執行ヲ爲スコトガ出來ル、ソレカラ附則ヲ設ケマシテ、附則ニハ本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム斯ウ云フコトニ致シタノデアリマス、之ヲ本委員會ニ報告ヲ致シマシタ所ガ、本委員會ハ全會一致ヲ以テ可決致シマシタ、政府ノ本案ニ對スル意見ヲ確メマシタ所ガ、政府ハ本案ニ就テハ、全然同意ヲ致スト云フコトデアリマシタ、而シテ委員中ヨリ第四條ニ質問ガアリマシテ、現代ニ於テ區裁判所ノ構内ニ居ル所ノ代書人、及構外ニ居ル所ノ代書人ニ付テハ、認可ノ方針ハドウスルカト云フコトヲ尋ネマシタ所ガ、政府ノ方針トシテハ、裁判所ノ構内ニ居ル所ノ代書人ハ、司法代書人トシテ認可スル積リデアリ、構外ニ居ル所ノ代書人ト雖モ、其能力技倆ガ司法代書人ニ適スル場合ハ、成ベク寛大ニ認可スル積リデアルト云フコトヲ答ヘマシタ、ソレカラ是ハ司法代書人ノミニ關スル法律案デアリマスカラ、此法律案が成立致シマシタ時分ニ於テハ、他ノ代書人ニ關スル法律モ必要デアルト云フコトヲ認メマシテ、委員中ヨリ内務省ノ政府委員ニ質問致シマシタ所、司法代書人以外ノ代書人ニ就テハドウ云フ取締ヲスルカ、其風紀ヲドウシテ維持スルカ、其向上發展ヲドウシテスルカト云フコトヲ尋ネマシタ所、政府ニ於テ此法律案が成立シタラ、今マデ府縣デ出來テ居ル所ノ代書人ノ法規ハ、之ヲ統一のニシテ、斯ル案ヲ拵ヘテ取締ルコトが適當ト認メルカラ、成ベク御希望ニ副フヤウニシタイト云フコトヲ明言致シマシタ、是が委員會ノ經過及結果ノ大要デアリマス、此案ハ數年間ノ懸案デアリマシテ、毎年毎年本院ニ請願トシテ現レマシテ採擇致シテ居リマス、一昨年ノ如キモ法律案が出来マシテ本院ヲ通過シマシタ、併シ政府が反対デアリマシタカラ、貴族院ヲ通過スルコトガ出來ナ

カタノデアリマス、本年ハ幸ニ政府ガ全然本案ニ賛成ヲ致シテ居ルノデアリマスカラ、貴衆兩院ヲ通過セシムテ、多年ノ懸案ヲ解決シタル考ヘマス、ドウカ本會ニ於テモ、滿場一致ノ御可決ヲ願ヒタイノデアリマス(拍手起ル)、

○議長(大岡育造君) 本案ハ二讀會ヲ開クヤ否ヤヲ御諮詢シマス

○議長(大岡育造君) 御異議ガ無ケレバ、二讀會ヲ開クコトニ決シマシタ

○岩崎動君 直チニ二讀會ヲ開キ、三讀會ヲ省略シテ委員長報告ノ通り、即チ委員會ノ修正議決ノ通り、可決確定セラレントコトヲ望ミマス

○議長(大岡育造君) 岩崎君ノ動議ニ御異議アリマス

○議長(大岡育造君) 御異議ナシト呼フ者アリ

○議長(大岡育造君) 本案ハ日程第一耕地整理法中改正法律案修正議決ノ結果、議決ヲ要セズト決定サレンコトヲ望マス

○岩崎動君 本案ハ日程第一耕地整理法中改正法律案修正議決ノ結果、議決ヲ要セズト決定サレンコトヲ望マス

○議長(大岡育造君) 岩崎君動議ノ通り御異議アリマス

○議長(大岡育造君) 御異議無シト認メマス、即チ本案ハ議決ヲ要セズト決シマシタ、日程第十、國立博物館建設ニ關スル建議案ヲ議題ト致シマス、提出者井原百介君セヌカ

○議長(大岡育造君) 岩崎君「二讀會ヲ開クニ異議ナシ」ト呼ヒ「異議ナシ」ト呼フ者アリ

○議長(大岡育造君) 御異議無ケレバ、直チニ二讀會ヲ開キマス

○議長(大岡育造君) 御異議無ケレバ、直チニ二讀會ヲ開キマス

○議長(大岡育造君) 御異議無ケレバ、直チニ二讀會ヲ開キマス

○議長(大岡育造君) 御異議無ケレバ、直チニ二讀會ヲ開キマス

○議長(大岡育造君) 御異議無ケレバ、直チニ二讀會ヲ開キマス

司法代書人法案(鈴木富士彌君外一名提出)  
第二讀會(確定議)

第十 國立博物館建設ニ關スル建議案(井原百介君外六名提出)

國立博物館建設ニ關スル建議  
政府ハ戰後ノ經營トシテ社會教育及產業開發ノ機關タルヘキ國立博物館ヲ建設スベシ  
右建議ス

(井原百介君登壇)

○井原百介君 本貝ハ唯今議題トナシテ居リマスル國立博物館建設ノ件ニ就テ、提出ノ理由ヲ簡單ニ申上ダマス、國民ノ智識ノ普及並ニ産業ノ發達ヲ要スルコト益急ニナッテ來マシタル今日、一般國民ノ常識ノ發達ト云フコトヨルノハ、最モ今日ノ急務ト考ヘテ居ルノデアリマスルガ、之ニ對シテハ色ニ其方法ハ在ルト考ヘマスル、尤モ申スマデモナク、學校教育ノ智識發達ノ必要デアルコトハ勿論ノ事デアリマスル、殊ニ初等教育ニ對スル改善ノ必要ト云フコトハ、此際非常ニ急ニ迫テ居ルノデアリマスル、併シ此教育ト云フ事ハ、無論學校教育ノミニ止ルノデハナインデアリマス、社會教育ノ效果ト云フモノ、大ナルコトハ、御承知ノ通リデアルノデアリマス、此博物館ヲ建設シマセウト云フ目的ハ、即チ國民ノ常識ヲ發達セレルト云フコトヲ、吾ニハ第一ノ目的トシテ居ルノデアリマス、博物館ナルモノ、種類ハ申スシデモナイ、色ニアリマスケレドモ、兎モ角モ本貝等ノ希望シテ居ル所ノモノハ、即チ此常識ノ發達ニ資スルト云フコト、延テハ産業ノ發達ヲ望ムト云フコトガ即チ趣旨アルノデアリマス、其點カラ申シマスルト云フト、方法ハ色ニ

○議長(大岡育造君) 御異議アリマセヌカ  
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(大岡育造君) 御異議ガ無ケレバ、直チニ二讀會ヲ開キマス

アリマセウガ、吾々ノ第一ニ希望スル所ノモノハ、即チ吾々ガ

日常用キテ居ル所ノ衣食住ニ必要ナル物、此物ハ如何ニシテ生産サレルモノデアルカ、吾々ガ需要スルマデニハ如何ナルノデアルカト云フ事ヲ知ラシムルト云フコトモ、非常ニ必要経過ヲ經テ形ヲ變ヘテ、所謂著物トナリ家屋トナリスルモノデアルカト云フ事ヲ知ラシムルト云フコトモ、斯ノ如キ物ハ總テノ物ヲ一堂ニ集メルト云フ譯ニハ行カナクテモ、最モ普通ナ物ニ對シテ原料カラ生産ノ順序、其間ニ機械ヲ運轉スベキモノガアルナラバ、其機械ヲ運轉シテ、其生産ノ狀況ヲ知ラセルト云フコトニ致シタイトト云フ考ヲ有シテ居ルノデアリマス、其他電気即チ今日ノ電車デアルトカ、或ハ電話デアルトカ云フヤウナモノ、其他ノ工業品等ニ對シテモ、今日吾々ガ需要スルマデノ經過ガ、如何ニシテサウニ云フ形ニナシテ居ルカト云フ事ヲ知ラセタインデアリマス、其他總テノ科學ニ就キマシテモ、普通ノ智識ヲ要スルコトガ頗ル多イト思ツテ居ルノデアリマスカラ、之ニ對スル所ノ總テノ出來ルダケ多クノ設備ヲ博覽會ニ設ケテ、普通智識ノ發達ヲ圖リクイ、斯ウ考ヘテ居リマス、併シ唯ニ其處ニ品物ヲ備ヘ、或ハ機械ヲ運轉スルバカリス、併シ是等ノ物ヲ見マシテ幾分ノ智識ヲ得タ結果トシテ、斯ノ如キ事業ニ自分ノ身ヲ將來委ネテ見タイトト云フ者モ、必ず起ツテ來ルデアラウ、或ハ自分ノ一身ヲ委ネナクテモ、之ヲ更ニ研究シテ見タイトト云フ者モ起ツテ來ルダラウト思ヒマス、果シテ左様ナ事が出來タ場合ニハ、之ニ十分ノ指導ヲ設備ヲ致シタイトト云フ考デアルノデアリマス、隨テ或ハ活動寫眞ノ方法ニモ依リマセウシ、或ハ講話ノ方法ニモ依リマセウシ、或ハ専門家ヲ紹介シテ、十分ニ研究ノ餘地ヲ與ヘテヤルト云フコトモ必要ダラウト考ヘマス、故ニ此博覽會博物館ニ對シマシテハ、各種ノ方面ノ學者ニ囑託シテ之ヲ網羅シ得ルト云フ事モ、亦一ツノ手段ト吾々ハ考ヘテ居ルノデアリマス、又モワニシハ、此目的ハ東京ニ置キタイトト云フコトガ吾々ノ考デアルノデアリマスガ、斯クシマスルト云フト、地方ノ者ノ其便宜ヲ得ルコトガ出來ヌノデアリマスカラ、東京ニ於ケル博物館ガ稍、完成シマシタナラバ、或ハ其一部ノ物ハ地方ニ之ヲ持行キマシテ、適當ナ建物ヲ利用シテ、矢張巡回的ノ博物館ト云フヤウナモノ開キタイトト云フ考デハ何レ委員會デ申述ベル積リデアリマス、斯ウニ云フモノヲ拵ヘマスルニ付テ、ドレ位ノ金ガ要ルダラウ、ドレ位ノ敷地ガ要

ルダラウト云フコトハ、第一ニ浮シナラル問題デアリマスガ、吾々ノ希望トシマシテハ、少クモ之ニ就テ二万五千坪乃至三万坪位ノ地所ヲ充てタイトト考ヘテ居リマス、建物モ亦三階、場合ニ依リマスナラバ四階ト云フモノニシマシテ、矢張面積ニシマシタナラバ、二万坪前後ノモノハ必ず要ルダラウト考ヘテ居リマス、經費トシマシテハ、新設ノ場合ニ矢張七八百万乃至千万圓位ノモノハ要スルト云フ考デアル、隨テ之ヲ一年二年三完成スルト云フコトハ到底出來ナイト思ヒマスカラ、繼續事業トスルノ外ハ無ノデアリマス、併ナガラ此地所トカ或ハ建物トカ云フヤウナモノハ、斯ノ如キ性質ノモノデアリマスルガ故ニ、寄付ニ待ソコトモ決シテ難クナイト思ヒマス、隨分富豪ノ人ニナリマシタナラバ、吾々ノ希望ヲ充タシテ吳レル人モアルデアラウト考ヘマス、現ニ御承知ノ如ク外國ニ於キマスル所ノ博物館杯ハ、個人ノ物ニナシテ居ル物ガ少ナクナインデアリマシテ、果シテ千万圓要ルトシマシタ所デ、全部國庫カ之ヲ負擔シナケレバナラヌト云フ譯デハアルマイカト云フ、吾々ハ考ヲ持ツテ居ルノデアリマス、此問題ハ矢張國民黨ノ柏原文太郎君カラ先達提出ニナシテ居ルノデアリマス、案トシマシテハ同ジ矢張國立博物館建設ト云フコトニナシテ居リマスガ、少シク柏原君ノ説明ヲ伺テ見マスト、內容ハ變シテ居ルノデアリマス、併ナガラ完全ナ博物館トシマスニハ、柏原君ノ御提出ニナシテ居ル所ノモノト、本員等即チ各派ノ——國民黨ヲ除ク各派ノ方々ノ御提出ニナシテ居ルモノトテ綜合シマシタナラバ、頗ル完全ナ博物館ガ出來ルデアラウト思ヒマス、故ニ柏原君カラ御提出ニナシテモノモ、無論吾々ハ賛成ヲシナインデアリマセヌ、成ベクナラバ斯ノ如ク完全ナモノガ出来ルヤウニ、吾々ハ希望シテ居ル次第デアリマス、ドウカ各派カラ提出ニナシテ居ル案デモアリマスルコトデアリマスカラ、御審議ノ上御賛成アランコトヲ請ヒマス(拍手起ル)

○岩崎勳君 本案ハ帝國博物館完成ニ關スル建議案外  
○議長(大岡育造君) 御異議ハアリマセヌカ  
〔「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ〕  
○議長(大岡育造君) 御異議ナシ  
〔「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ〕  
○小川平吉君 此三案ニ對シマスル貴族院ノ修正ハ、已ムヲ得ザルモノト認メマス、仍テ之ニ同意致シタイトト考ヘマス

○議長(大岡育造君) 精神病院法案(政府提出、貴族院回付)  
○議長(大岡育造君) 結核豫防法案(政府提出、貴族院回付)  
〔「トラホーム」豫防法案(政府提出、貴族院回付)  
○議長(大岡育造君) 統合シマシタナラバ、頗ル完全ナ博物館ガ出來ルデアラウト思ヒマス、故ニ柏原君カラ御提出ニナシテモノモ、無論吾々ハ賛成ヲシナインデアリマセヌ、成ベクナラバ斯ノ如ク完全ナモノガ出来ルヤウニ、吾々ハ希望シテ居ル次第デアリマス、ドウカ各派カラ提出ニナシテ居ル案デモアリマスルコトデアリマスカラ、御審議ノ上御賛成アランコトヲ請ヒマス(拍手起ル)

○議長(大岡育造君) 日程第十一、八丈島漁港修築ニ關スル建議案(高木正年君外三名提出)

八丈島漁港修築ニ關スル建議  
〔原田書記官朗讀〕

○議長(大岡育造君) 御異議が無ケレバ動議ノ如ク決シ

〔「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(大岡育造君) 御異議ハアリマセヌカ  
〔「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(大岡育造君) 御異議ナシ  
〔「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(大岡育造君) 御異議ガ無ケレバ、貴族院ヨリ回付セラレタル三案ハ、同意スルコトニ決シマシタ

○議長(大岡育造君) 八丈島漁港修築ニ關スル建議案(高木正年君外三名提出)

八丈島漁港修築ニ關スル建議  
〔原田書記官朗讀〕

○議長(大岡育造君) 許可致シマス  
願ヒマス

右建議ス

○議長(大岡育造君) 高木正年君 私ハマダ十分健康ガ復シテ居リマセヌカラ、座席デ極メテ簡單ニ説明ヲ致シタイトト思ヒマス、許可ヲ

コトヲ

八丈島漁港修築ニ關スル建議案(高木正年君外二件(貴族院回付))

○高木正年君 此案ハ、從來此漁港修築ハ、其半ヲ國庫ノ負擔トシ、其他ハ地方費ニ依テ經營ヲサレタノデアリマス、然ルニ此八丈島ノ漁港ニ付キマシテハ、漁港其ノモノ、性質ノ上カラモ、決シテ一縣一府ノ者ノ漁業ヲスル處デナ

イ、何レノ者モ從來三宅島、八丈島、大島等ニ於キマシテ、此漁業ヲ爲シタノデアリマス、近來漁區ノ變化ニ依リマシテ、硫黃島或ハ寡島附近ガ輕漁ノ中心トナツテ居リマス、此領海ニ於ケル所ノ輕漁ト云フモノハ、極メテ廣大ナモノデアリマス。

〔議長大岡育造君退席副議長濱田國松君議長席ニ著ク〕

○高木正年君 此提出ハ從來ノ關係上、千葉縣、靜岡縣、神奈川縣、東京府ノ代議士ニ依テ提出サレテ居リマスガ、此所謂水產工業地ニ是等ノ漁船ノ寄泊スル場所ガ無キ為メニ、一旦自分ノ本土ヨリ餌ヲ積ンテ硫黃島若クハ寡島ニ行キマスケレドモ、一タビ漁ヲ爲シテ滿船ニナル時分ニハ、假令餌ガ残テ居テモ、一旦靜岡縣アリマスレバ靜岡縣ノ沿岸、千葉縣ナラバ千葉ノ沿岸ニ歸テ來ナケレバナラス、殊ニ輕漁ノ如キハ餌ヲ得ルコトが困難デアル、餌ヲ粗末ニスルコトモ極メテ慎マナケレバナラヌノデアリマスガ、斯様ナ状態デアルカラ常ニ餌ヲ無駄ニシテ、航海ニ多クノ日子ヲ費シテ、十分漁獲ヲ得ナイト云フヤウナ今日ノ實際デアル、所ガ硫黃島寡島附近ニ於テハ、港灣ヲ造ルベキ所ノ——硫黃島ハ稍、大ナル島アリマスケレドモ、所謂活火山ノ系ニ屬シマシテ、常ニ天災ノアル所アリマスルカラ、逆モ漁港ニハ適シナイ、已ムヲ得ズ最モ近キ所ノ八丈島ノ漁港ヲ修築スルト云フコトガ多年ノ問題デアル、農商務省ガ嘗テ日本ノ漁港ノ總テヲ調査シタル中ニ、何時モ第一位ニ置カレルモノハ、此八丈島アリマス、所ガ今日マデ政府ノ執り來ツタ——前内閣以來稍、擴張サレタ結果トシテ、其費用ノ半ヲ國庫ノ負擔トシ、其半ハ地方ノ負擔トシタ所デ、神奈川縣ノ鎌倉郡、千葉縣ノ安房郡等ヨリ送出生スノ漁船總テヲ包容スルニ付テハ、餘程大キナ港灣ヲ要スルノデアル、逆モ二十万三十万ノ金デ——其半ノ十万圓位ノモノデ行ケバ、地方ニ於テモ負擔シ得ルノデアリマスガ、ドウシテモ五十万或ハ四十万圓ノ費用ヲ負擔シナケレバナラヌ、極メテ必要ヲ感ジテ居リマスケレドモ、靜岡縣ニ於テモ千葉縣ニ於テモ、其費用ヲ負擔スルコトガ出來ナイ、況ヤ東京府ハ石油發動

機ヲ持テ漁三行クノデアリマスカラシテ、島ノ關係カラ、東京府ノ者ガ主體ニナツテ居ルノデアリマス、斯様ナ狀態ニアリマスルカラ、ドウシテモ從來ノ漁港修築國庫補助ノ方針

デハ、逆モ數府縣ニ瓦ツテ一大漁港ノ根據地ト見ルベキ八丈島ノ漁港修築ニ就テハ、矢張是ハ何所カニ新ナル方面ヲ開イテ、國庫ノ負擔トシテヤルヨリ外ニ途ガ無イト思ヒマス、神奈川縣知事ニ於テモ、千葉縣知事ニ於テモ、靜岡縣知事ニ於テモ、是等ニ就テハ交渉ヲ致シタノデアリマスガ、何レ

モ同意同感デアリマス、ドウシテモ國庫ノ補助ヲ増シタイ、現ニ過日ノ請願委員會ニモ、唐端代議士ヨリ請願ガ出テ居リマスガ、即チ八丈島漁港修築ノ問題デアリマス、私共ハ

戰後ノ我國ノ產業ノ方面ニ就テ常ニ考察致シテ居リマスルガ、工業方面ニ就テハ、恐ラク此世界ノ競爭場裡ニ立ッテ、日本が獨立ノ力デヤリ得ルト云フモニ就テハ、甚ダ不安定ノ立場ニ居ルノデアリマス、獨リ漁業方面ハ我ガ沿海地ノミナラズ、遠クハ南洋ノ方面へ行テモ、又南太平洋洲ノ方面へ行キマシテモ、漁船ノ中繼渡サヘアリマスレバ——且ツ石油發動機汽船ノ稍、大ナルモノサヘ出來マス

レバ、世界ニ手ヲ振テ日本人ノ活動シ得ベキ場所ハ、多々益アルモノデアルトス様ニ信ジテ居リマス、ソレデアリマスカラ、水産業ノ戰後發展ヲ爲スコトハ、我國ノ戰後ノ發展事業中最モ利益ニシテ、最モ爲スペキ事業ノ一デアラウト思フノデアリマス、ゾレニ付テハ先づ島嶼ノ漁港ヲ造テ之ヲ根據トシテ、是ヨリ南洋方面ニ出ヅル、現ニ南洋方面ニ於テ昨今頗ル良キ成績ヲ得テ居ル、勢ヒ是等ノ島ニモ、矢張漁港ヲ造ル必要か將來起テ來ルト思フ、而モ其所要金額ハ澤山デアルカト云フト、僅カ百万圓若クハ百万ニ近キ金ガアレバ出來ルノデアル、戰後ノ發展事業トシテ、價少クシテ最モ利益ノ多イモノデアル、一時ニ左様ナ大キナ事モ出来マセヌカラ、先づ八丈島ニ依テ此端緒ヲ啓イテ、將來我國沿岸ノ所謂島嶼ニ於ケル所ノ大ナル漁港修築ハ、成ベク國庫ノ負擔トシテ、小サイモノハ地方若クハ國ノ補助ニ依テヤルベキモノトスルト云フ先例カ作リタイ爲メニ、此案ヲ提出致シタノデアリマス、尙ホ詳シク申上ダタノデアリマスルガ、何分原稿ガ出來テ居リマセヌカラ、何レ是ハ委員會ニ御移シ下サルコト、思ヒマスルノデ、委員會ニ於テ詳細ノ事ヲ申上ダタイト思ヒマスドウシ御賛成ヲ願ヒマス

セラレンコトヲ望ミマス

○副議長(濱田國松君) 岩崎君ノ動議ニ御異議アリマス又カ

〔「異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ」〕  
○副議長(濱田國松君) 御異議ガ無ケレバ動議ノ如ク決シマス——日程第十二、八戸、久慈間輕便鐵道速成ニ關スル建議案ヲ議題ニ致シマス、提出者鈴木錠藏君

第十二 八戸、久慈間輕便鐵道速成ニ關スル建議案

建議案(鈴木錠藏君外一名提出)

八戸、久慈間輕便鐵道速成ニ關スル建議案

青森縣下八戸港ヨリ巖手縣下久慈町ニ通スル輕便鐵道ニ就テハ政府モ已ニ其ノ必要ヲ認メ大正九年度ヨリ十七年度ニ至ル九箇年計畫ヲ以テ其ノ豫算ヲ計上セラレタルカ本鐵道決定ノ際ハ貨物中石炭ノ如キハ殆ト算入セラレサルモノナリシニ爾來本線沿道ニ於ケル各石炭坑ノ發達隆隆タルモノアリ久慈町ノミニ就テ見ルモ出炭量優ニ年額十萬噸ニ及フヘシ現在鐵道院ハ遙ニ常盤炭ヲ仙臺以北ニ輸送スルヲ見ルモ此ノ線路ノ敷設ニ依リ燃料ノ利便ヲ獲ルヤ大ナルモノアルヘシ且又八戸港貨物ノ八割ハ海上風浪、厄難アルニ拘ラス久慈町取扱ノ貨物ナルニ微スルモ本線竣工ノ上ハ其ノ面目ヲ一新スルヤ期シテ待ツヘシ依テ本鐵道速成ノ必要アルヲ認ム

右建議ス

〔鈴木錠藏君登壇〕

〔拍手起ル〕

〔拍手起ル〕

○鈴木錠藏君 本案ハ青森縣ノ八戸港ヨリ巖手縣ノ久

慈町ニ到ル輕便鐵道ヲ速成セントスル建議案デゴザイマス、

御承知ノ如ク三陸沿岸ハ、平素ニ於テモ風波險惡ニ致シ

マシテ、航運甚ダ不便デ、殊ニ冬期三箇月間ノ如キハ、交

通ノ便ヲ缺クト云フヤウナ有様デゴザイマス、之ヲ陸路ニ求

メントスレバ、道路頗ル險惡ニシテ、殆ド道路ト謂フベキモ

ノガ無イ位デアリマス、纔ニ八戸ヨリ久慈町ニ到ル里程十

六里ヲ、三日路ヲ費サナケレバ達スルコト云フモ

ヤウナ不便ノ處デゴザイマス、政府モ此地方民ノ多年ノ希

望ヲ容レラレマシテ、來年大正九年ヨリ大正十七年ニ至ル

九箇年度計畫ヲ以テ、其間三十四哩、此豫算三百七十餘

万圓ヲ以テ、輕便鐵道ヲ敷設スルコトニナツテ居リマス、實

ニ是ハ結構ナ話デゴザイマスルケレドモ、抑々此計畫ト云フモ

ノハ、唯、三陸沿岸ガ甚ダ不便ノ地デアル、之ニ鐵道ガ開ケ

○岩崎動君 本案ハ議長指名ヲ以テ、九名ノ委員ニ付託

レバ、隨て其地方が開發サレルト云フヤウナ、簡單ナル意味カラ來タヤウニ想像サル、ノデアリマスガ、併ナガラ近年此地方ハ非常ニ發展致シマシテ、殊ニ此沿道ニ於ケル石炭坑ノ發達ハ、實ニ隆タルモノガゴザイマシテ、一箇年七万噸以上十万噸ニ達スルヤウナ有様デ、貨物集散ノ狀態ハ、面目ヲ一新シテ居ル有様デゴザイマス、仍テ私ハ是ガ速成ノ理由トシテ、三ノ實例ヲ申上ダタイト思ヒマス、第一ニ此久慈町ヲ包含スル所ノ、九戸郡役所ノ調査ヲ一寸申上ダテ見タイト思ヒマス、詰マリ九戸郡内ノ出入荷表ト云フモノハ、一箇年ノ出荷ガ木材ガ三十万石、一車七噸積トシテ一万車、木炭ガ百五十万俵、是ガ五千車、大豆ガ八千石、是ガ百六十車、麥ガ一万二千石、是ガ二百車、繭ガ三千貫、是ガ三車、蕎麥ガ一千石、是ガ十八車、砂鐵ガ十万九千五百石、水產物ガ十五万六百四十四貫、石炭ガ七万二千噸、又入荷ノ方デハ主ナル物ガ米、鹽、石油、肥料、雜貨、總重量ガ三百六十七万六千貫ノ多キニ及シテ居リマス、斯ノ如ク澤山ナル貨物ガゴザイマス、第二ニハ此八戸驛カラシテ、東北本線ニ積出ス荷物ハ、大正七年度ノ平均ヲ見マスルニ、一日五十車以上六十七車ニシテ、尙ホ停滯貨物ガ一万五千噸ノ多キヲ算シテ居リマス、而シテ其八割ノ荷物ハ、久慈町ヨリ石油發動機ノ如キ不完全ナル、僅ニ三四十噸ノ船ヲ以テ輸送シ來クモノニアリマス、第三ニ本年ハ殊ニ寒氣甚シク、八戸港ハ一箇月モ結氷シテ居リマシテ、之ガ爲メニ同港ノ貨物ハ四分ノ一二減ジマシタ、ソレト反對ニ久慈町ニ於ケル所ノ木炭材木ハ、山ノ如ク堆積シタノゴザイマス、又今回ノ豫算三計上サレテ居リマスル所ノ鮫港、即チ八戸ヨリ一哩——里東ノ鮫港ハ漁港トナリマシテ、其豫算百二十萬圓計上サレマシタ、而シテ其中八十萬圓ト云フモノハ、此材料費デゴザイマス、然モ其中ニハ甚ダ交通不便ノ爲メ一日二百貫積ト致シマシテ、馬車ガ一臺七圓ト云フヤウナ高價ヲ食シテ居ルト云フヤウナ次第デ、若是ガ輕便鐵道ヲ早ク敷設スレバ、漁港改築ニ於テモ非常ナル便利ヲ得ルト考ヘマス、ソレカラ第五ニ鐵道院自身モ、今日ハ仙臺以北ノ燃料ハ遂ニ磐城炭ヲ運ンデ居ルヤウナ有様デアリマシテ、若シ輕便鐵道ガ竣工ノ暁ニハ、鐵道院自身モ、甚ダ低廉ナル燃料ヲ得ルノ便利ガゴザイマス、以上ノ理由ニ依リマシテ、九箇年ニ至ルガ如キ甚ダ緩漫ナ計畫ヲ變サレマシテ、速成セラレンコトヲ希望スル次第デゴザイマス、然モ是ガ竣工致シマスルト、高橋嘉太郎君其他五

名ノ諸君ノ提出セラレタル、久慈大船渡ノ鐵道ト連絡シ、更ニ政府ガ豫算ニ組シテ居リマスル所ノ、一戸ヨリ大船渡ニ至ル所ノ鐵道ト連絡ヲ致シマシテ、三陸沿岸線が完成スル次第アリマス、右様ノ理由ニ依リマシテ、此案ヲ提出シマシタカラ、何分御審査ノ上御賛成アランコトヲ希望致シマス

○岩崎勳君 本案ハ議長指名、九名ノ委員ニ付託セラレシコトヲ望ム

○副議長(濱田國松君) 岩崎君ノ動議ニ御異議ハアリセヌカ

○副議長(濱田國松君) 御異議ガ無ケレバ動議ノ如ク

○岩崎勳君 日程十三ニ對シテ、延會ノ動議ヲ提出致シマス

○副議長(濱田國松君) 御異議ガ無ケレバ延會ニ決シマス

○副議長(濱田國松君) 御異議ナシト呼フ者アリ

○副議長(濱田國松君) 御異議ガ無ケレバ延會ニ決シマス、日程十四、長崎港海陸聯絡設備ニ關スル建議案、提出者則元由庸君

#### 第十四 長崎港海陸聯絡設備ニ關スル建議案

(則元由庸君外七名提出)

長崎港海陸聯絡設備ニ關スル建議案

一長崎港海陸聯絡ニ必要ナル設備ヲ爲スコト  
一港内ノ繫船浮標ヲ整備スルコト

長崎港灣ノ浚渫改良ヲ行フテヨリ既ニ十餘年其ノ境域少シク狹キノ憾ニナキニ非サレトモ海港トシテ諸多ノ形勝ニ富メルニ於テ他ニ多ク匹儕ヲ見ス而シテ今後世界商工業ノ中心市場タルヘキ支那南洋トハ僅ニ一衣帶水ニナリマシタ、即チ三十年間ニ於テ、三倍以上三人口ノ蕃殖ヲ來シテ居リマス、而シテ此灣内ニ經營サレテ居リマス造船所ハ、御承知ノ道リ東洋第一ノ三菱造船所ガアリ、其他大小幾多ノ工場モ近頃經營サレマシテ、次第ニ發展ヲ致シテ居リマス、港外ニハ又彼ノ有名ナル三菱高島ノ炭礦、其他幾多ノ大小礦區ガ散在致シマシテ、此港ニ出入スル所ノ船ノ燃料ヲ供給スルニ餘リアルノミナラズ、一方石炭ノ輸出港トシテ名ヲ成シテ居ル港アリマス、而シテ尙ホ此地形ハ、九州ノ西端ニ位シテ居リマシテ、吾々ハ最モ此支那南洋ヲ中心トシテ東洋諸港ニ來往スヘキ内外ノ船舶貨客カ長崎ヲ經由スルヲ便トスヘキハ論ヲ須タス殊ニ上海ノ長崎ニ於ケルハ釜山ノ關門ニ於ケルカ如ク相互ノ關係真ニ密ナルモノアリ、今日未タ其ノ間ヲ聯結スル直通航路無シト雖早晚之ヲ實現スヘキヲ疑ハス即チ長崎ヲ隔テ古來通商貿易上極メテ密接ナル關係ヲ有ス支那南洋ヲ中心トシテ東洋諸港ニ來往スヘキ内外ノ船舶貨客カ長崎ヲ經由スルヲ便トスヘキハ論ヲ須タス殊ニ上

前途ヲ有スルヲ以テ施スニ海陸ノ聯絡、船舶ノ繫留、碇泊、炭水ノ供給、貨物ノ積卸、旅客ノ乗降等ニ必要ナル諸設備ヲ以テスルヲ急務ナリト認ム依テ政府ハ速ニ適當ノ方策ヲ講シ本建議ノ趣旨ヲ遂シメラレムコトヲ望ム

右建議ス

〔則元由庸君登壇〕  
〔拍手起ル〕

○則元由庸君 唯今議題ニ上テ居リマス、長崎港海陸聯絡設備ニ關スル建議案ノ提出理由ヲ申上ダタウゴザ

伊マス、長崎港ハ諸君御承知ノ通りニ、昔シ寛永年間ニ開港サレマシタノ、三百年以上ノ舊イ歴史ヲ有シテ居リマス、其港ノ形狀ヲ申シマスレバ、東、北、西ノ方ハ高イ山ヲ以テ圍マレテ居リマス、單リ南方ガ開ケテ居リマシテ、海水深ク、船ノ碇泊ニハ最モ便利好キ港アリマス、昔ヨリ此港ハ種ノ歴史ヲ有シテ居リマシテ、幾多西洋文明ノ門戸トナリマシテ、我帝國ニ非常ナル貢獻ヲ致シテ居ルコトハ、今私ヨリ申上ダルマデモナイ、單リ舊イ歴史ヲ有シテ居ルノミナラズ、現今ニ於キマシテモ最モ樞要ナル港ゴザイマシテ、且又次第々ニ發展進歩ヲ爲シツ、アルノゴザイマス、即チ舊長崎ノ時代ニ人口僅カ三万ヲ算シテ居リマシタ、明治二十二年市制實施ノ際ニハ、漸ク六万内外ノ人口アリマシタガ、現在ニ於キマシテハ、十九万何千ト云フ大數ヲ數フルコトニナリマシタ、即チ三十年間ニ於テ、三倍以上三人口ノ蕃殖ヲ來シテ居リマス、而シテ此灣内ニ經營サレテ居リマス造船所ハ、御承知ノ道リ東洋第一ノ三菱造船所ガアリ、其他大小幾多ノ工場モ近頃經營サレマシテ、次第ニ發展ヲ致シテ居リマス、港外ニハ又彼ノ有名ナル三菱高島ノ炭礦、其他幾多ノ大小礦區ガ散在致シマシテ、此港ニ出入スル所ノ船ノ燃料ヲ供給スルニ餘リアルノミナラズ、一方石炭ノ輸出港トシテ名ヲ成シテ居ル港アリマス、而シテ尙ホ此地形ハ、九州ノ西端ニ位シテ居リマシテ、吾々ハ最モ此支那南洋ヲ中心トシテ東洋諸港ニ來往スヘキ内外ノ船舶貿易上ニ重キヲ爲ス所ノ上海、東洋唯一ノ貿易港タル上ノ船ノ時間ヲ要シマスルコトガ約四十時間アリマシテ、若海ト日本トノ間ニ於キマシテ、最モ此港ハ近イノアリマス、即チ此長崎ト上海トノ距離ヲ申上ダマスト、僅ニ四百六十形ハ、九州ノ西端ニ位シテ居リマシテ、吾々ハ最モ此支那九哩ニゴザイマス、デ今日船ノ交通致シテ居リマスル、大概ノ船ノ時間ヲ要シマスルコトガ約四十時間アリマシテ、若シ快速力ノ船アリマシタラバ、僅カ一晝夜即チ二十四時間内外デ、到達スルコトガ出来ルト云フヤウナ處アリマス、斯様ナ次第アリマスガ、遺憾ナガラ此度ノ戰亂以後、

僅ニ一週間ニ一回ダケノ定期船ガアリマシテ、元ト二回デ  
アグタノガ戰爭ノ餘響ヲ受ケマシテ、半減即ち半分ニナツテ居  
リマス、然ルニ前申上ダマシタヤウナ次第デゴザイマシテ、又  
吾ミノ聞ク所ニ依リマスレバ、上海ニハ近ク大築港ノ計畫  
ガアルト云フコトヲ承テ居リマス、又此後方ノ九州ト本土  
トノ聯絡ニ付キマシテハ、政府ニ於キマシテ海底ノ隧道ヲ設  
ケテ、此九州ト本土トヲ唯今ノヤウニ迂闊ナル方法ヲ用ヒ  
ズ、知ラズ識ラズノ間ニ通過スルコトノ出來ル御計畫ノアル  
ト云フコトヲ承テ居リマス、サウシテ見マスルト、此長崎ト  
云フヤウナモノハ、距離ニ於キマシテモ其他ノ點ヨリ考ヘテ  
見マシテモ、ドウシテモ此支那トノ交通ヲ、一層便利ニシナ  
ケレバナラヌコト、私ハ考ヘマス、唯今ハ御承知ノ通りニ、直  
通列車ガ關門ヲ通過致シマシテ、朝鮮ヲ經テ歐羅巴ニ交  
通スルコトニナツテ居リマス、吾ミガ最モ熱望致シテ居リマス  
即チ對支貿易ヲ是以上發達セシムル方法トシテ、丁度關  
門通リ一日ニ二回位ノ交通ヲシテモ、尙ホ足ラスト云フ  
ヤウニ後來ハナルダラウト思ヒマス、然ルニ唯今ノ狀態ハ前  
申上ダマシタヤウナコトデ、甚ダ長崎ト上海トノ航路ハ開却  
サレテ居リマスガ、是ハ遺憾千萬ニ思ヒマス、然ルニ狀態ハ前  
トモ何等カノ方法ヲ以テ、近イ内ニ御攻究ヲ願フヤウナ方  
法ヲ、私共モ尙ホ他ノ別案ニ於テ攻究致シタイト思テ居  
リマスガ、其前三當リマシテ先づ此港ノ改善ヲ計リマシテ、  
互ニ交通スル所ノ船ト陸トノ間ノ設備ヲ完全ニ致シマセバ  
ケレバ、如何ニ船ハ澤山持テ居リマシテモ、何等其效用ヲ  
爲サヌト云フコトヲ考及ビマシテ、乃チ本案ヲ提出致シマシ  
タヤウナ次第デゴザイマス、此建議ノ主旨トナツテ居リマスノ  
ハニツゴザイマシテ、第一ハ此陸上等ノ設備ニアリマス、此  
設備ニ付キマシテハ、幾多方法モゴザイマセウカ、即チ棧橋  
ヲ設ケ、若クハ淺い處ハ浚渫ヲ致シマシテ、兎ニ角モ船ト陸  
トノ間ノ接續ヲ完ウ致シタイト云フノデ、上海ニ交通致シマ  
ス位ノ船ハ、直キニ棧橋ニ著クヤウニ致シマシテ、サウシ  
テ大ナル船ノ歐羅巴航路ノ如キモノハ、即チ沖ノ方ニ著ク  
マシテ、サウシテ石炭船デアレバ、左右ヨリ積取ヲ致シ、又寄  
港船デゴザイマスルト云フト、他ノ船舡ヲ以テ、人ノ送迎ヲ  
爲スト云フヤウナ方法ニシタイト云フノガ、即チ此第二項ニ  
當リマスノデ、唯今浮標ヲ港内ニ政府ヨリシテ設ケラレテ居  
リマスケレドモ、其浮標即チ「ブイ」ト云フモノガ、各處ニ點

點散在致シテ居リマスガ爲メニ之ニ大ナル船ヲ繫ギマスト、  
却テ港内船舶ノ通路ヲ妨害致シマス、ト申シマスモノハ、點  
在致シテ居リマス「ブイ」ニ大キナ船ヲ繫ギマスルト、潮流ノ  
マニシテ、又ハ風ノ都合ニ依リマシテ其船ガ位置ヲ變動致  
シマス、サウ致シマスルト云フト、挾イ港ノ「ブイ」ニアリマス  
ト他ノ船ノ非常ナ妨害ヲ致シマス、故ニ政府ニ於テ相當ナ  
方法ヲ用キテ之ガ整理ヲ爲ス、即チ或一ソ「ブイ」三船ヲ  
繫ギマス場合ニ當リマシテハ、舳ヲ繫ギ、次ノ「ブイ」ニ艤ヲ繫  
ギ、舳ト艤ト兩方繫ギマシテ、サウシテ之ヲ連結致シマスト、  
他ノ船ノ妨害ヲ爲サズ、其船自體ノ安全ヲ得ルコト、私共  
ハ考ヘテ居リマス、併シ是等ノ方法ニ就キマシテハ、何レ當  
局者ニ於テ、尙ホヨリ以上ノ成案ガアリマシタナラバ、免モ  
角モ是ハ其方ニ御委セラスルノデアリマスケレドモ、吾ミノ  
希望スル所ハ、何ヲ言ヒマシテモ、現状ノ有様ニ満足スルコ  
トハ出來マセヌカラシテ、此ニソノモノヲ完全ニシタイト云フ  
ノデアリマス、尙ホ終リニ私ハ港ノ經歷ニ就テ一言致シマシ  
テ、御参考ニ供シヤウト思ヒマス、私共ノ考フル所ニ依リマ  
スレバ、此長崎港ト云フモノハ國ノ港ニアリテ、市民ノ港デハ  
無イ、即チ國ノ港デアルカラシテ、此港ノ設備ニ付キマシテ  
ハ、國ノ力ヲ以テ爲スベキモノデアルト信ジマス、然ルニ從來  
歴代ノ政府ニ於キマシテモ、餘リ此長崎ノ港ニ重キヲ措カ  
ズ、何時モ開却サレテ居リマスヤウナ次第デゴザイマスガ、  
偶々日清戰爭後ニ船舶ノ出入非常ニ頻繁トナリマシテ、次  
第ニ支那トノ貿易モ發達スル場合ニ當リマシテ、悠々トシ  
テ、過去ル譯ニ行キマセヌカラ、當時ノ市民ハ非常ナル奮發  
ヲ致シマシテ、約五百万圓ノ巨費ヲ投ジテ、港灣ノ改良ヲ  
一佐賀縣下佐賀市ヨリ福岡縣下若津港ヲ經テ九管矢  
部川驛ヲ過キ熊本縣下南關町、山鹿町及隈府町ヲ  
經由シテ大津町ニ至リ豐肥線ニ聯絡スル鐵道  
右鐵道ハ產業ノ發展交通機關ノ不備ヲ補ハムカ爲急  
設ノ必要ヲ認ム政府ハ速ニ調査ヲ遂ケ建設セラシムコト  
ヲ望ム

## 右建議ス

〔原田十衛君登壇〕

〔拍手起立〕

○原田十衛君 此建議案ハ佐賀縣下佐賀市ヨリ、福岡  
縣下若津港ニ至リマシテ、ソレヨリ更ニ九州本線ノ矢部川  
ヲ經マシテ、熊本縣ノ南關町、山鹿町、隈府町等ヲ經マシ  
テ、熊本ヨリ大分ニ達スル所ノ豐肥線ニ連絡セントスル所  
ノ約五十三哩許リノ鐵道デアリマス、此鐵道ヲ敷設致シマシ  
テ、沿線ノ產業、交通ノ發展ヲ期シタイト云フノガ、本案提  
出ノ理由デアリマス、此沿線ハ肥前、筑後、肥後ノ最モ生產  
ノ豊富ナル土地ヲ貫通致スノアリマシテ、物資ノ豊富ナル  
コトハ、申スマデモ無イノアリマス、ドウゾ諸君ノ御協賛  
ヲ得マシテ、滿場一致ノ御贊成ヲ希望致シマス

〔拍手起立〕

○岩崎勤君 本案ハ議長指名ヲ以テ、九名ノ委員ニ付託  
セラレコトヲ望ミマス

テ、今日以上ノ大ナル發展ヲ致シタイト云フノガ、即チ本建  
議案ヲ提出致シマシタ所ノ理由デゴザイマス、尙ホ詳シキ頗  
末ニ就キマシテハ、委員會ニ於キマシテ詳細政府ノ御意見モ  
叩キマシシ、吾ミノ意嚮ノ在ル所ヲ御話致シマシテ、御協賛  
ヲ得タイト思ヒマス、一應説明ヲ致シテ置キマス  
○岩崎勤君 本案ハ議長指名ヲ以テ、九名ノ委員ニ付託  
セラレンコトヲ望ミマス

○副議長（濱田國松君） 岩崎君ノ動議ニ御異議アリマ  
ス、セラレコトヲ望ミマス

○副議長（濱田國松君） 岩崎君ノ動議ニ御異議アリマ  
ス、セラレコトヲ望ミマス

○副議長（濱田國松君） 岩崎君ノ動議ニ御異議アリマ  
ス、セラレコトヲ望ミマス

○副議長（濱田國松君）動議ニ御異議ハアリマセヌカ

〔異議ナシ異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○副議長（濱田國松君）御異議が無ケレバ動議ノ如ク

決シマス、日程第十六、音樂學校設置ニ關スル建議案ヲ

議題ト致シマス、提出者鶴澤總明君

### 第十六 音樂學校設置ニ關スル建議案（鶴澤總明君外二名提出）

音樂學校設置ニ關スル建議

音樂ハ優雅ナル情操ヲ涵養スルト共ニ又能ク剛健沈勇ノ氣象ヲ帥キテ高遠雄大ノ協調ヲ渾成シ殊ニ諧律整然タル共同精神ヲ發揮スルニ於テ最威力アリ一般風尚ト道德トニ及ホス影響絶大ナリト謂ハサルヘカラス然ルニ現在ニ於テハ唯東京ニ一箇ノ音樂學校アルノミ時代ノ趨勢ニ鑑ミ誠ニ遺憾ナリトス政府ハ速ニ大阪又ハ京都ニ音樂學校ヲ設置シテ殊ニ洋樂ノ教育ヲ盛ナラシメムコトヲ望ム

右建議ス

〔法學博士鶴澤總明君登壇〕

〔拍手起ル〕

○法學博士鶴澤總明君 此建議案ハ、日本ニ於テ唯、東

京ニ國立ノ音樂學校ト致シマシテハ東京音樂學校一ツアルノミデアッテ、甚ダ此音樂教育ノ上ニ、殊ニ此洋樂ノ教育ノ上ニ、不十分デアルト云フコトヲ感ジテ、提案ヲシタ次第デアリマス、我國ガ正義公道ヲ以テ世界ニ鳴テ居ルト云フコトハ、明白デアルノニ拘ラズ、斯ノ如キ國ニ於テ、而モ音樂教育ノ未ダ十分デナイト云フコトハ、甚ダ遺憾ニ考フルノデアリマス、而シテ先づ建議者ノ提案ト致シマシテハ、大阪若クハ京都ノ方面ニ於キマシテ、今一ツノ音樂學校ヲ國家ノ施設トシテ、經營ヲシテ貰ヒタイト云フ事ニナルノアリマス、

一昨年三田ノ博物館ヲ見マシタ時ニ、丁度九鬼男爵ノ紹介ニ依リマシテ「オルチン」ト云フ大阪ニ居リマス西洋人ニ會ウタコトガアルノアリマス、所ガ此「オルチン」氏ノ話ニ依リマスルト、日本ニ於テ伊藤公爵其外ノ名流ノ求ニ依リマ

シテ、初メテ米國カラ「ビヤノ」ヲ取寄セテ、サウシテ「ビヤノ」ノ演奏ヲヤッタノガ、自分ノ一番初メノ経験デアル、其後三十年以上ヲ經過シタ今日ノ日本ノ音樂ノ狀態ト云フモノハ、会支ナ、斯ウ云フヤウニ言ハレテ居リマスケレドモ、併ナガラマダ歐米諸國ノ音樂教育ニ比較ヲ致シマスルナラバ、甚ダ

遅々タルモノニアリマシテ、決シテ誇ルニ足ラヌノアリマス、獨逸ノ如キハ千九百十三年ノ調査ニ依リマシテモ、全國ニ

四百三十三箇所ノ音樂學校ガ在リマシテ、其内ノ十一ハ國立音樂學校デアリマス、ソレカラ英國デアル、或ハ佛蘭西デアルト云フヤウナ諸國ニ於テモ、殆ド之ニ亞グヤウナ狀態

デアリマス、今度ノ戰爭ニ於キマシテハ、其國民ノ思想ノ統

一ノ場合三方リ、或ハ非常ニ雄大ナル、或ハ勇氣ヲ現シテ非常ニ此國民ガ大捷ヲ得ルヤウナ事ニナッタノハ、音樂ノ影響ガ多カッタト云フコハ、明白ノ次第ニナシテ居リマス、我國ニ於テモ、ドウカ此思想問題ト共ニ音樂教育ヲ一層完全ニ致シマシテ、健全ナル音樂ヲ、モット國民のニ普及セシメタイト思ヒマス、假リニ教育家トシテ教壇ニ立チマス場合ニ、最モ進歩セザル、最モ幼稚ナルモノハ洋樂デアルト思ヒマス、ドウカ其意味ニ於テ此建議案ヲ御研究ノ上、本案ノ通過アランコトニ御贊成ヲ願ヒタイ

○岩崎勲君 本案ハ議長指名ヲ以テ、九名ノ委員ニ付託セラレンコトヲ望ミマス

○副議長（濱田國松君） 岩崎君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ異議ナシ」ノ聲起ル〕

○副議長（濱田國松君） 御異議無ケレバ、動議ノ如ク決シマス、日程第十七、財政整理ニ關スル臨時調査機關設置ノ建議案ヲ議題ト致シマス

○副議長（濱田國松君） 委員長ノ報告ヲ求メマス、川原茂輔君  
〔委員長報告〕

〔「氣賀勘重君が説明シマス」ト呼フ者アリ〕

○副議長（濱田國松君） 委員長ノ報告ヲ求メマス、川原茂輔君  
〔委員長報告〕

〔「氣賀勘重君が説明シマス」ト呼フ者アリ〕

○副議長（濱田國松君） 委員長ガ居ラレマセヌケレバ、理

事ノ氣賀勘重君ヨリ報告ヲ求メマス

〔法學博士氣賀勘重君登壇〕

〔法學博士氣賀勘重君登壇〕

〔法學博士氣賀勘重君登壇〕

〔法學博士氣賀勘重君登壇〕

〔法學博士氣賀勘重君登壇〕

アル者ヲ集メテ、調査機關ヲ設置シタラ宜カラウ、斯ウ云フ建議案デゴザイマス、特別委員會ハ此案ニ就キマシテ、委員會ヲ開クコトガ四度デアリマシタ、サウシテ提案者ニ對スル質問、並ニ政府當局殊ニ大臣、並ニ總理大臣ノ出デアルト云フヤウナ諸國ニ於テモ、殆ド之ニ亞グヤウナ狀態デアリマス、其重ネマシタ結果ハ、之ヲ可決スルト云フコトニナッテアリマス、其經過ヲ大體申上げマスト、初メニ此案ヲ審議スルニ方シテ先づ第一ニ疑問トナッタノハ、一體審査スペキ事柄ハ、如何ナル範圍ニ涉ルモノデアルカト云フコトデアリマス、此事ニ就キマシテハ、提案者ノ野添君カラシテ、書面ヲ以テ調査項目ヲ提出来セレバ、シタノデアリマス、其調査項目ハ八ツアリマス、即チ各種稅制整理、專賣事業整理、公債及借入金整理、各種委任經理ノ整理、地方財政ノ整理、植民地財政ノ整理、斯様ニ八箇條掲ゲテアリマシテ、ソレニ附帶シテ、尙ホ鐵道トカ、港灣トカ、社會シテ攻究スペキ問題トシテ、尙ホ鐵道トカ、港灣トカ、社會政策ト云フヤウナ七ツノ項目ヲ舉ゲマシテ、是等ノ事ニ就テ調査スルヤウナ機関ヲ設ケタリト云フ事デアリマス、此書面ヲ見マスト、非常ニ其調査範圍ガ廣クナッテ、恰モ内閣ノ仕事ニ全部涉ルヤウニ見エマシタノデ、餘リ範圍ガ廣過ギハシナイカト云フヤウナ議論モ大分アッタノデアリマスガ、段々シマス、日程第十七、財政整理ニ關スル臨時調査機關設置ノ建議案ヲ議題ト致シマス

○副議長（濱田國松君） 本議案ハ議長指名ヲ以テ、九名ノ委員ニ付託セラレンコトヲ望ミマス

○副議長（濱田國松君） 岩崎君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ異議ナシ」ノ聲起ル〕

○副議長（濱田國松君） 御異議無ケレバ、動議ノ如ク決

シマス、日程第十七、財政整理ニ關スル臨時調査機關設置ノ建議案ヲ議題ト致シマス

○副議長（濱田國松君） 委員長ノ報告ヲ求メマス、川原茂輔君  
〔委員長報告〕

〔「氣賀勘重君が説明シマス」ト呼フ者アリ〕

○副議長（濱田國松君） 委員長ガ居ラレマセヌケレバ、理

事ノ氣賀勘重君ヨリ報告ヲ求メマス

〔法學博士氣賀勘重君登壇〕

野ノ學識經驗アル者ト云フダケデアテ、之ヲ兩院議員カラ採ル、其他如何ナル方面カラ採ルカト云フ事ニ付テハ、政府ノ裁量ニ委セル、斯ヤウナ趣意アル承リマシタ、是ニ對シテ總理大臣ハ大體同意ノ意味ヲ表明サレタノデアリス、今日ノ際ニ當ツテ、財政ノ整理ノ必要ナルコトハ認メテ居ル、又唯今野添君ノ申シタヤウナ希望デアテ、斯ウ云フコトヲ望ムト云フコトデアレバ、之ヲ參酌シテ考ヘテ見テモ宣シカラウト思ヒマス其細カイ組織ノ事ニ就テハ、尙ホ十分考慮シナケレバナラヌ、御趣旨ハ御尤デ賛成シテ宜シトイト云フ言明デアリマシタ、此言明ヲ諒ト致シマシテ、委員會ノ各位ハ此案ニ賛成サレタノデアリマス、但シ序ニ御報告致シテ置キマスガ、此案ニ就テ憲政會ノ野村君ト思ヒマスガ、財政計畫ト云フモノハ、總テ其内閣ノ經綸ノ表レル最モ主ナルモノデ、内閣ノ經綸ハ、殆ド此財政計畫ノ上ニ表レルノデアル、此計畫ニ就テ整理ノ爲メ委員ヲ設ケルト云フコトハ、内閣ヲ信任スルコトガ出來ナイカラ、斯ウ居フ機關ヲ設ケル必要ガアルカト云フ質問モアリマシタ、之ニ對シテハ提案者ハ決シテサウ云フ意味デハナレ、政府不信任デハナイト云フ答デアリマシタ、ソレカラ討論ノ際ニ當リマシテ、此建議案ハ、政府不信任ノ意味ナイト云フナラバ、ドウモ意味ヲ爲サヌヤウダ、詰マリ財政計畫ハ、政府ノ經綸ヲ十分抱負ノ如シ、加フルニ各政黨派ニ於テハ、ソレド財政税制ニ對シテハ、繼續的ノ調查機關ヲ設ケテ居ルノデアル、他ノ臨時の一時のモノナクシテ、最モ必要ナ事デアルカニ斯ノ如シ、加フルニ各政黨派ニ於テハ、ソレド財政税制ニ對シテハ、繼續的ノ調查機關ヲ設ケテ居ルノデアル、他ノ臨時の一時のモノナクシテ、最モ必要ナ事デアルカニ斯ノ如シ、加フルニ各政黨派ニ於テハ、ソレド財政税制ニ對シテハ、繼續的ノ調査機關ヲ設ケテ居ルノデアル、他ノ臨時の一時のモノナクシテ、最モ必要ナ事デアルカニ斯ノ如シ、加フルニ各政黨派ニ於テハ、ソレド財政税制ニ對シテハ、繼續的ノ調査機關ヲ設ケテ居ルノデアル、他ノ臨時の一時のモノナクシテ、最モ必要ナ事デアルカニ

シテハ、至大ノ注意ヲ拂フノデアリマス、言ヒ換ヘレバ、内閣ノ第一ノ責任問題デアル、第一ノ使命デアル、ソレアリマスカラシテ、社會ハ新ニ出來タ原内閣、又如何ナル内閣ニ向テモ、如何ニシテ其財政ノ按排ヲスルカト云フコトハ、最モ注意シテ見ルノデアリマス、現内閣モ成立當時總理大臣ハシテ置キマスガ、此案ニ就テ、財政ニ關スル所ノ一斑ヲ述ベラレタ、其時ニ云現内閣ハ成立日が淺イ、ソレデアルカラ十分ノ施設ガ出来ナイ、要スルニ來ルベキ年度ニ於テハ、此社會ノ變遷ニ應じテ、相當ナル財政計畫ヲ立テ、サウシテ諸君ノ協賛フ經綸ト云フ趣旨ノ演説ガアツ、即チ現内閣ハ、本年ハ十分ノ經綸ヲ施スコトハ出來ナカッタガ、來年ハ述ベラレル如ク經綸抱負ノ如シ、加フルニ各政黨派ニ於テハ、ソレド財政税制ニ對シテハ、繼續的ノ調査機關ヲ設ケテ居ルノデアル、他ノ臨時の一時のモノナクシテ、最モ必要ナ事デアルカニ斯ノ如シ、加フルニ各政黨派ニ於テハ、ソレド財政税制ニ對シテハ、繼續的ノ調査機關ヲ設ケテ居ルノデアル、他ノ臨時の一時のモノナクシテ、最モ必要ナ事デアルカニ斯ノ如シ、加フルニ各政黨派ニ於テハ、ソレド財政税制ニ對シテハ、繼續的ノ調査機關ヲ設ケテ居ルノデアル、他ノ臨時の一時のモノナクシテ、最モ必要ナ事デアルカニ斯ノ如シ、加フルニ各政黨派ニ於テハ、ソレド財政税制ニ對シテハ、繼續的ノ調査機關ヲ設ケテ居ルノデアル、他ノ臨時の一時のモノナクシテ、最モ必要ナ事デアルカニ斯ノ如シ、加フルニ各政黨派ニ於テハ、ソレド財政税制ニ對シテハ、繼續的ノ調査機關ヲ設ケテ居ルノデアル、他ノ臨時の一時のモノナクシテ、最モ必要ナ事デアルカニ斯ノ如シ、加フルニ各政黨派ニ於テハ、ソレド財政税制ニ對シテハ、繼續的ノ調査機關ヲ設ケテ居ルノデアル、他ノ臨時の一時のモノナクシテ、最モ必要ナ事デアルカニ

シテハ、手足纏ニナル所ノ傾ガアルノデアル、併ナカラ調査會ハセヌカト思フノデス、故ニ私ハ此特別調査會ハ、特殊ノ効能無シト思フノデアル、又反対ノ議論ニ於テハ、輿論ノ代表カラシテ、社會ハ新ニ出來タ原内閣、又如何ナル内閣ニ向テモ、如何ニシテ其財政ノ按排ヲスルカト云フコトハ、最モ注意シテ見ルノデアリマス、現内閣モ成立當時總理大臣ハシテ置キマスガ、此案ニ就テ、財政ニ關スル所ノ一斑ヲ述ベラレタ、其時ニ云現内閣ハ成立日が淺イ、ソレデアルカラ十分ノ施設ガ出来ナイ、要スルニ來ルベキ年度ニ於テハ、此社會ノ變遷ニ應じテ、相當ナル財政計畫ヲ立テ、サウシテ諸君ノ協賛フ經綸ト云フ趣旨ノ演説ガアツ、即チ現内閣ハ、本年ハ十分ノ經綸抱負ノ如シ、加フルニ各政黨派ニ於テハ、ソレド財政税制ニ對シテハ、繼續的ノ調査機關ヲ設ケテ居ルノデアル、他ノ臨時の一時のモノナクシテ、最モ必要ナ事デアルカニ斯ノ如シ、加フルニ各政黨派ニ於テハ、ソレド財政税制ニ對シテハ、繼續的ノ調査機關ヲ設ケテ居ルノデアル、他ノ臨時の一時のモノナクシテ、最モ必要ナ事デアルカニ斯ノ如シ、加フルニ各政黨派ニ於テハ、ソレド財政税制ニ對シテハ、繼續的ノ調査機關ヲ設ケテ居ルノデアル、他ノ臨時の一時のモノナクシテ、最モ必要ナ事デアルカニ斯ノ如シ、加フルニ各政黨派ニ於テハ、ソレド財政税制ニ對シテハ、繼續的ノ調査機關ヲ設ケテ居ルノデアル、他ノ臨時の一時のモノナクシテ、最モ必要ナ事デアルカニ斯ノ如シ、加フルニ各政黨派ニ於テハ、ソレド財政税制ニ對シテハ、繼續的ノ調査機關ヲ設ケテ居ルノデアル、他ノ臨時の一時のモノナクシテ、最モ必要ナ事デアルカニ

シテハ、至大ノ注意ヲ拂フノデアリマス、言ヒ換ヘレバ、内閣ノ第一ノ責任問題デアル、第一ノ使命デアル、ソレアリマスカラシテ、社會ハ新ニ出來タ原内閣、又如何ナル内閣ニ向テモ、如何ニシテ其財政ノ按排ヲスルカト云フコトハ、最モ注意シテ見ルノデアリマス、現内閣モ成立當時總理大臣ハシテ置キマスガ、此案ニ就テ、財政ニ關スル所ノ一斑ヲ述ベラレタ、其時ニ云現内閣ハ成立日が淺イ、ソレデアルカラ十分ノ施設ガ出来ナイ、要スルニ來ルベキ年度ニ於テハ、此社會ノ變遷ニ應じテ、相當ナル財政計畫ヲ立テ、サウシテ諸君ノ協賛フ經綸ト云フ趣旨ノ演説ガアツ、即チ現内閣ハ、本年ハ十分ノ經綸抱負ノ如シ、加フルニ各政黨派ニ於テハ、ソレド財政税制ニ對シテハ、繼續的ノ調査機關ヲ設ケテ居ルノデアル、他ノ臨時の一時のモノナクシテ、最モ必要ナ事デアルカニ斯ノ如シ、加フルニ各政黨派ニ於テハ、ソレド財政税制ニ對シテハ、繼續的ノ調査機關ヲ設ケテ居ルノデアル、他ノ臨時の一時のモノナクシテ、最モ必要ナ事デアルカニ

シテハ、至大ノ注意ヲ拂フノデアリマス、言ヒ換ヘレバ、内閣ノ第一ノ責任問題デアル、第一ノ使命デアル、ソレアリマスカラシテ、社會ハ新ニ出來タ原内閣、又如何ナル内閣ニ向テモ、如何ニシテ其財政ノ按排ヲスルカト云フコトハ、最モ注意シテ見ルノデアリマス、現内閣モ成立當時總理大臣ハシテ置キマスガ、此案ニ就テ、財政ニ關スル所ノ一斑ヲ述ベラレタ、其時ニ云現内閣ハ成立日が淺イ、ソレデアルカラ十分ノ施設ガ出来ナイ、要スルニ來ルベキ年度ニ於テハ、此社會ノ變遷ニ應じテ、相當ナル財政計畫ヲ立テ、サウシテ諸君ノ協賛フ經綸ト云フ趣旨ノ演説ガアツ、即チ現内閣ハ、本年ハ十分ノ經綸抱負ノ如シ、加フルニ各政黨派ニ於テハ、ソレド財政税制ニ對シテハ、繼續的ノ調査機關ヲ設ケテ居ルノデアル、他ノ臨時の一時のモノナクシテ、最モ必要ナ事デアルカニ

シテハ、至大ノ注意ヲ拂フノデアリマス、言ヒ換ヘレバ、内閣ノ第一ノ責任問題デアル、第一ノ使命デアル、ソレアリマスカラシテ、社會ハ新ニ出來タ原内閣、又如何ナル内閣ニ向テモ、如何ニシテ其財政ノ按排ヲスルカト云フコトハ、最モ注意シテ見ルノデアリマス、現内閣モ成立當時總理大臣ハシテ置キマスガ、此案ニ就テ、財政ニ關スル所ノ一斑ヲ述ベラレタ、其時ニ云現内閣ハ成立日が淺イ、ソレデアルカラ十分ノ施設ガ出来ナイ、要スルニ來ルベキ年度ニ於テハ、此社會ノ變遷ニ應じテ、相當ナル財政計畫ヲ立テ、サウシテ諸君ノ協賛フ經綸ト云フ趣旨ノ演説ガアツ、即チ現内閣ハ、本年ハ十分ノ經綸抱負ノ如シ、加フルニ各政黨派ニ於テハ、ソレド財政税制ニ對シテハ、繼續的ノ調査機關ヲ設ケテ居ルノデアル、他ノ臨時の一時のモノナクシテ、最モ必要ナ事デアルカニ

シテハ、至大ノ注意ヲ拂フノデアリマス、言ヒ換ヘレバ、内閣ノ第一ノ責任問題デアル、第一ノ使命デアル、ソレアリマスカラシテ、社會ハ新ニ出來タ原内閣、又如何ナル内閣ニ向テモ、如何ニシテ其財政ノ按排ヲスルカト云フコトハ、最モ注意シテ見ルノデアリマス、現内閣モ成立當時總理大臣ハシテ置キマスガ、此案ニ就テ、財政ニ關スル所ノ一斑ヲ述ベラレタ、其時ニ云現内閣ハ成立日が淺イ、ソレデアルカラ十分ノ施設ガ出来ナイ、要スルニ來ルベキ年度ニ於テハ、此社會ノ變遷ニ應じテ、相當ナル財政計畫ヲ立テ、サウシテ諸君ノ協賛フ經綸ト云フ趣旨ノ演説ガアツ、即チ現内閣ハ、本年ハ十分ノ經綸抱負ノ如シ、加フルニ各政黨派ニ於テハ、ソレド財政税制ニ對シテハ、繼續的ノ調査機關ヲ設ケテ居ルノデアル、他ノ臨時の一時のモノナクシテ、最モ必要ナ事デアルカニ

シテハ、至大ノ注意ヲ拂フノデアリマス、言ヒ換ヘレバ、内閣ノ第一ノ責任問題デアル、第一ノ使命デアル、ソレアリマスカラシテ、社會ハ新ニ出來タ原内閣、又如何ナル内閣ニ向テモ、如何ニシテ其財政ノ按排ヲスルカト云フコトハ、最モ注意シテ見ルノデアリマス、現内閣モ成立當時總理大臣ハシテ置キマスガ、此案ニ就テ、財政ニ關スル所ノ一斑ヲ述ベラレタ、其時ニ云現内閣ハ成立日が淺イ、ソレデアルカラ十分ノ施設ガ出来ナイ、要スルニ來ルベキ年度ニ於テハ、此社會ノ變遷ニ應じテ、相當ナル財政計畫ヲ立テ、サウシテ諸君ノ協賛フ經綸ト云フ趣旨ノ演説ガアツ、即チ現内閣ハ、本年ハ十分ノ經綸抱負ノ如シ、加フルニ各政黨派ニ於テハ、ソレド財政税制ニ對シテハ、繼續的ノ調査機關ヲ設ケテ居ルノデアル、他ノ臨時の一時のモノナクシテ、最モ必要ナ事デアルカニ

シテハ、至大ノ注意ヲ拂フノデアリマス、言ヒ換ヘレバ、内閣ノ第一ノ責任問題デアル、第一ノ使命デアル、ソレアリマスカラシテ、社會ハ新ニ出來タ原内閣、又如何ナル内閣ニ向テモ、如何ニシテ其財政ノ按排ヲスルカト云フコトハ、最モ注意シテ見ルノデアリマス、現内閣モ成立當時總理大臣ハシテ置キマスガ、此案ニ就テ、財政ニ關スル所ノ一斑ヲ述ベラレタ、其時ニ云現内閣ハ成立日が淺イ、ソレデアルカラ十分ノ施設ガ出来ナイ、要スルニ來ルベキ年度ニ於テハ、此社會ノ變遷ニ應じテ、相當ナル財政計畫ヲ立テ、サウシテ諸君ノ協賛フ經綸ト云フ趣旨ノ演説ガアツ、即チ現内閣ハ、本年ハ十分ノ經綸抱負ノ如シ、加フルニ各政黨派ニ於テハ、ソレド財政税制ニ對シテハ、繼續的ノ調査機關ヲ設ケテ居ルノデアル、他ノ臨時の一時のモノナクシテ、最モ必要ナ事デアルカニ

ノ如ク手足纏ニナラズシバ、無能力表示ノ機關ヲ設ケル必

要ハナイト思フ、況ヤ提案者ハ屢ニ提出サレタ時ニハ、其範圍非常ニ廣クアリマシテ、殆ド財政ノ全般ニ涉リ、責任ノ無イーツノ此所ニ政府ヲ造ルカノ如クデアタガ、ソレガ唯今ノ委員長ノ述ベラレタ通り、此範圍が段々縮小サレマシテ、財云フノデハナイ、取捨ハ政府ノ自由ナリト言ッテ、提案者自

身ガ、初メニハ殆ド第一ノ政府ノ仕事ヲスルカノ如キ語氣ヲ以テ説明サレナガラ、最後ニハドレテモ望ミ次第、決シテアリマス、併ナカラ財政整理、税制整理、是ハ必要ナル、故不平ハ言ハヌト、斯ノ如キ結果ニ立至ラタノハ、要スルニ提案者自身モ、確信ガ無イト云フコトノ證據アルト思フヒヤー、故ニ私ハスノ如キ案ニ對シテハ、全然反対スルノデアリマス、併ナカラ財政整理、税制整理、是ハ必要ナル、故ニ萬一此實ヲ舉ゲルナラバ、原總理大臣ノ言ハレル如ク、二年三年後ニナシテ漸ク效果ガ現レルト云フコトデアル、二年三年後ニナシテ效果ガ舉ルノヲ待ツヨリハ、寧ロ進ンデ總理大臣ノ言貴ニ對シテ、現政府ニ於テ、是非來年度ニ於テ相當財政整理、税制整理ノ方案ヲ以テ、議會ニ臨ムト云フコトヲ請求シテ置クノガ、却テ提出者ノ本意ノ效果ヲ舉グル所ノ捷徑デアルト信ズルノアリマス、私ノ本案ニ對スル反対ノ議論ハ以上ノ如クデアリマス(拍手起ル)

○議長(大國育造君) 小林源藏君

(小林源藏君登壇) [拍手起ル]

○小林源藏君 諸君、本員ハ少々咽喉ヲ痛メテ居リマスノテ、今日國民黨ノ提案セラレタル此重大ナル案ヲ支持シ、併セテ憲政會ノ駁論ヲ辯駁スルニハ、甚ダ不適當ナ境遇ニ在リマスケレドモ、案其物ガ極メテ雄辯デアル、之ヲ駁撃セラレタル所ノ議論ハ、聲ノ大ナルニ拘ラズ、論旨甚ダ不徹底デアリマシタカラ、此咽喉ヲ痛メテ居ル所ノ聲デモ、或ハ支持スルニ適當デアルカト思フノデアリマス(拍手)野村君ノ反対セラレタル所ノ理由ヲ聽キマスト、苟モ政黨内閣トアル以上ニハ抱負モアリ、經綸モアルダラウ、内閣ニ立タル所ノ議論ハ、聲ノ大ナルニ拘ラズ、論旨甚ダ不徹底

アリマス(拍手起ル)、動モスレバ内閣ガ責任ヲ回避スルノ口實ト貴トシテ爲スベキ其内閣ニ對シテ、調査機關ヲ設ケヤウト云フコトハ、恰モ屋上屋ヲ架スルノデアシテ、内閣ノ煩累トナルバカリデナク、動モスレバ内閣ガ責任ヲ回避スルノ口實トナルカモ知レヌト仰シヤル點ニ在ルカノ如ク見エルノデアリ

マス、政黨内閣ト云ハズ、苟モ内閣ヲ組織スル者ニハ、經綸モアリ、抱負モアリ、政友會ニハ固ヨリ抱負モアリ、政見モアリ、主義モアリ、政策モアルノデアリマス、憲政會ノ諸君ハ、口ヲ開ケバ現内閣ノ經綸抱負如何ト問ハレルノアリマス、現内閣ニハ、即チ政友會ニハ實行スル所ノ經綸アリ、抱負アリ、

政策ハアリマセヌ(ノウ)實行セザル所ノ口ノ先バカリノ經綸抱負ハアリマセヌ(拍手)其經綸抱負ナルモノ、一端ハ、既ニ此第四十一議會ニ於テ諸君ノ前ニ提案致シマシテ、ヤードモ、必ズヤ之ヲ提案スルノ日ガアルテアラウト明言シテ、既ニ協賛ヲ受ケタモノ尠カラヌノデアリマス、而シテ原總裁ハ、税制財政ノ事ニ關係致シマシテハ、内閣ニ入ルテ以來日尙未淺キガ故ニ、此議會ニハ提案スルコトガ出來ナカタケドモ、必ズヤ之ヲ提案スルノ日ガアルテアラウト明言シテ居ルノデアリマス、其財政若クハ税制ノ整理等ニ關係シテ、抱負ヲ行フ際ニ方リマシテ、朝野ノ學識經驗アル者ノ意見ヲ徵シテ能ク研究シテ、完全ナル整理ノ方案ヲ立テルト云起ル然ルニ國民黨ノ諸君ハ其事ヲセラレンコトヲ望ムト云ウテ、建議案ヲ出サレタノデアルカラシテ、何ノ理由ニ基イテ爲スベキ事デアラウト私ハ信ジテ疑ハヌノデアリマス(拍手)之ヲ拒ムコトガ出来マセウカ、寔ニ尤ナル要望ニシテ、用心アル穩健ナル政治家ハ、之ヲ容ル、ニ吝ナラザルコトハ勿論ノ事デアルト信ジテ疑ハヌノデアリマス(拍手起ル)、「内閣不信任案」下呼フ者アリ)一體此建議案ナルモノハ、決シテ不信任案デハナイ、内閣ヲ信任スルガ爲メニ建議ヲ出シテ來ルノデアリマス(拍手起ル)或ハ學制振興ニ關スル建議案ナルモノハ、不信任ノ意味ヲ以テ建議セラレタカモ知ラヌ、ソレダカラ直チニ否決セラレタデヤナイカ(拍手笑聲起り)「何ヲ言ッテ居ルノダ」(呼フ者アリ)サウ云フ事ヲ聽カシカ爲メニ不信任ナリト言ッテ居ルノダ(拍手起ル)現内閣ニハ鐵道ノ問題ニ就テモ、教育ノ問題ニ就テモ、ソレ(抱負ガアル)而モ毎日ノ如クニ憲政會ノ諸君ガ、鐵道ヲ敷イテ吳レ、鐵道ヲ敷イテ吳レト云(建议案ヲ出スデハナイカ(拍手笑聲起ル)是ハ果シテ不信任ノ意味ヲ以テ出スノアルカ、現内閣ハ鐵道立ヲ求メマス

○議長(大國育造君) 委員長ノ報告ニ賛成ノ諸君ノ起立ヲ求メマス

(「反対々々」下呼フ者アリ)

起立者 多數

(横井藤四郎君登壇)

建議案(上) 延長二關スル

(委員長報告)

(一九)

戰各國ハ三千億餘圓ノ金ヲ費シ、社會上經濟上世界ノ各國ヲ通ジテ、大變動ヲ來シタルノ今日デアリマス、此際ニ於テ或ハ社會會上ノ變態ニ基キ、或ハ人心ノ傾向ニ基キ、稅制案ヲ容レテ、朝野ノ學識經驗アル者ノ意嚮ヲ斟酌シテ、財政ノ整理、特に稅制ノ整理ニ向テ調査ヲ致ストニコト等ニ就テ、至大ノ安排ヲ加ヘザルベカラザルノ時勢ニ到達シテ居ルト思フノデアリマス、此機會ニ於テ國民黨諸君ノ提議案ヲ容レテ、朝野ノ學識經驗アル者ノ意嚮ヲ斟酌シテ、財政ノ整理、特に稅制ノ整理ニ向テ調査ヲ致ストニコトハ、極メテ適切ノ事デアルト信ズルノデアリマス、蓋シ第四十二議會ニ於テハ、其調查機關ヲ通ジテ來夕所ノ成案ナルモノガ、諸君ノ前ニ出サレルアラウカラ、其時ニ此調査機關ニ出サレタル所ノ案ガ、斯ノ如ク不都合デアルト論難ルケドモ、是トテ此調査機關ノ設置ノ條件デハナイ、基礎ヲ徵シテ能ク研究シテ、完全ナル整理ノ方案ヲ立テルト云起ル然ルニ國民黨ノ諸君ハ其事ヲセラレンコトヲ望ムト云ウテ、建議案ヲ出サレタノデアルカラシテ、何ノ理由ニ基イテ府ニ一任セラル、ト云フ意味ニシテ、全ク此調査項目ノ如キ希望ニ止マルノデアル、原總裁亦——原總理大臣亦——(笑聲起ル)調査會設置ノ方法ト時期トハ、政條件デハナイ、希望ニ止マルノデアル、原總裁亦——原總理大臣亦——(笑聲起ル)調査會設置ノ方法ト時期トハ、政報告セラレタルガ如ク、全ク八箇條ノ要目ヲ提出シテ居ルケドモ、是トテ此調査機關ノ設置ノ條件デハナイ、基礎ヲ徵シテ能ク研究シテ、完全ナル整理ノ方案ヲ立テルト云起ル然ルニ國民黨ノ諸君ハ其事ヲセラレンコトヲ望ムト云ウテ、建議案ヲ出サレタノデアルカラシテ、何ノ理由ニ基イテ之ヲ拒ムコトガ出来マセウカ、寔ニ尤ナル要望ニシテ、用心アル穩健ナル政治家ハ、之ヲ容ル、ニ吝ナラザルコトハ勿論ノ事デアルト信ジテ疑ハヌノデアリマス(拍手起ル)、「内閣不信任案」下呼フ者アリ)一體此建議案ナルモノハ、決シテ不信任案デハナイ、内閣ヲ信任スルガ爲メニ建議ヲ出シテ來ルノデアリマス(拍手起ル)或ハ學制振興ニ關スル建議案ナルモノハ、不信任ノ意味ヲ以テ建議セラレタカモ知ラヌ、ソレダカラ直チニ否決セラレタデヤナイカ(拍手笑聲起り)「何ヲ言ッテ居ルノダ」(呼フ者アリ)サウ云フ事ヲ聽カシカ爲メニ不信任ナリト言ッテ居ルノダ(拍手起ル)現内閣ニハ鐵道ノ問題ニ就テモ、教育ノ問題ニ就テモ、ソレ(抱負ガアル)而モ毎日ノ如クニ憲政會ノ諸君ガ、鐵道ヲ敷イテ吳レ、鐵道ヲ敷イテ吳レト云(建议案ヲ出スデハナイカ(拍手笑聲起ル)是ハ果シテ不信任ノ意味ヲ以テ出スノアルカ、現内閣ハ鐵道立ヲ求メマス

○議長(大國育造君) 委員長ノ報告ニ賛成ノ諸君ノ起立ヲ求メマス

(横井藤四郎君登壇)

建議案(上) 延長二關スル

(委員長報告)

○横井藤四郎君 本建議案ノ委員會ノ經過並ニ結果ヲ極ク簡單ニ御報告申上ゲマス、委員會ヲ開キマスルコトガ三回デゴザイマス、提案者又政府委員トノ間ニ質問應答ヲ重ネマシテ、尙ホ其上ニ小委員會ヲ開キマシタノデゴザイマス、小委員會ニ於テ政府委員ノ説明ニ依リマスルト、伏木、七尾ノ兩港ハ、大ニ近年發展ヲシテ來テ居ルト云フコトハ認メルガ故ニ、此趣旨ニ付テハ大ニ同情ヲ致シ、賛成ノ意ヲ表スルケレドモ、併シ此建議案ノ趣旨ヲ實行スルニ方々テ此建議案ノ趣旨ヲ實行スルニ方々テハ、現在一箇年ニ三十回ノ航海ヲシテ居ルモノガ、其數減ジテ二十回トナルノデゴザイマス、斯ノ如クナレバ、現在ノ敦賀並ニ其他ノ關係諸港ガ非常ニ不利ナ結果ヲ來ス、斯ウ云フノガ第一ノ理由デゴザイマス、ソレカラ第二ノ理由トシテ、其回數ヲ矢張三十回ニ維持スルトシタナラバ、更ニ三十餘万圓ノ補助金ヲ増加シナケレバ、其回數ヲ維持スルコトガ出來ナイト云フノデゴザイマス、然ルニ委員諸君ノ中ニハ、此航運ノコトニ頗ル精通シタ御方モアリマシテ、段々ト意見ノ交換モ出來マシタ、其委員側ノ意見ト致シマシテハ、現在ノ補助金二十九万餘圓ヲ以テスルモ、現今ノ如ク船腹ニ非常ノ餘裕ガ生ジテ來、且ツ船價ノ低落ヲ致シテ來テ居ル今日デアルカラ、今後ニ於テ千五百噸級ノ船舶ヲ二艘持ッテシタナラバ、回數モ減ズル憂ガナク、又決シテ補助金ノ増加ヲセズシテ、實行ノ出來ナイコトハナイト云フノグ、委員會側ノ意見デゴザイマス、斯ノ如キ意味ニ於テ、本建議案ハ全會一致ヲ以テ可決致シタノデゴザイマス、尙ホ希望ト致シマシテ、關係地方ノ石川富山兩縣ノ方ニ於テモ、多少ノ補助金ヲ出スコトニシ、又朝鮮總督府ノ方ニ於テモ、或程度ノ補助金ヲ出スコトニシテ、北鮮ト伏木、七尾兩港トノ間ニ直通航路ヲ開始シテ貢ヒタイト云フ、希望デゴザイマス、此希望ハ委員諸君ノ特ニ

○議長(大岡育造君) 御異議無シト認メマス、仍テ本建議案ハ採用スルコトニ決定シマシタ、日程第十九、國立榮養研究所設立ニ關スル建議案ヲ議題ト致シマス、委員長吉植庄一郎君

## 第十九 國立榮養研究所設立ニ關スル建議案

(河野徹志君外十四名提出)  
(委員長報告)

〔吉植庄一郎君登壇〕

○吉植庄一郎君 本案ハ國立榮養研究所設立ニ關スル建議案デゴザイマス、提出者河野徹志君ヨリ提出ノ理由ハ

十分徹底シテ御演説ニナシテ居リマスカフ、此趣意ハ各位ノ十分ニ御承知ノコト、存ジマス、之ニ付テ關係各省ノ意見ヲ徴スルノ必要ガアリマシタカラ、内務當局ハ勿論、農商務文部陸海軍並ニ大藏等ノ政府委員ノ出席ヲ求メテ、三回ニ亘ツテ審議ヲ盡シマシタ、内務當局ハ此建議案ニ對シテハ、熱心ニ贊成ノ意思ヲ表明セラレマシタ、其他ノ各省ニ於テモ文部ノ如キハ、榮養學ノ化學的研究ノ事ニ付テハ、マダ十分ニ手ガ著イテ居ラナイガ、食物ノ料理若クハ廢物利用ト云フヤウナコトニ付テハ、色々方法ヲ以テ國民ニ智識ヲ與ヘント努メツ、アルト云フコトデゴザイマス、農商務省モ食物調節ノ上カラシテ、之ニ付テハ十分考慮シテ居ルト云フコトデゴザイマス、陸軍省ニ於テモ食糧ノ點カラ、此問題ニ付テハ調査モシテ居ルガ、何レモマダ徹底的ノ化學的研究ヲ基礎トシテ、如何ニシテ食物ノ調節スベキカ、或ハ如何ニシテ國民保健ノ方法ヲ具體的ニ定メルコトガ出來ルカ、如何ニシテ一朝有事ノ日ニ國民ニ食物ノ分配ヲシテ、其分量種類等ヲ定メルコトガ出來ルカト云フ根本ノ問題ニ付テハ、各省トモ未だ研究サレテ居ナイ、ソコデ各省關係者ノ意見モ是非國防ノ見地カラ見國民保健ノ問題カラ見、又食物調節ノ問題カラ見テモ、速ニ化學的ノ研究ヲ基礎トシテ、之ニ依シテ國策ヲ立てナシレバナラヌト云フコトニ一致シマシタ、委員會ハ此問題ハ我國ニ於テ、此大戰ノ殆ド終リヲ告ゲントシタ時ニ於テ、マダ之ガ具體化サレテ居ラヌト云フコトハ甚ダ遺憾デアル、獨逸ノ如キハ戰爭ヲ始メル時ニ、足ヲ致シテ、全會一致ヲ以テ本案ハ通過セラレマシタノデアリマス、願クハ本議場ニ於キマシテモ、滿場ノ御賛成ヲ以テ、最モ強イ意味ニ於テ、本案ハ茲ニ可決セラレンコトヲ希望致シマス(拍手起ル)。

○岩崎勳君 本案ハ委員長報告ノ通り、可決セラレンコトヲ望ミマス

○議長(大岡育造君) 御異議ハアリマセヌカ  
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

ハ、二ツノ困難ナル理由ガアルト云フノデゴザイマス、其一ハ此建議案ノ趣旨ヲ實行スルニ方々テハ、現在一箇年ニ三十回ノ航海ヲシテ居ルモノガ、其數減ジテ二十回トナルノデゴザイマス、斯ノ如クナレバ、現在ノ敦賀並ニ其他ノ關係諸港ガ非常ニ不利ナ結果ヲ來ス、斯ウ云フノガ第一ノ理由デゴザイマス、ソレカラ第二ノ理由トシテ、其回數ヲ矢張三十回ニ維持スルトシタナラバ、更ニ三十餘万圓ノ補助金ヲ増加シナケレバ、其回數ヲ維持スルコトガ出來ナイト云フノデゴザイマス、然ルニ委員諸君ノ中ニハ、此航運ノコトニ頗ル精通シタ御方モアリマシテ、段々ト意見ノ交換モ出來マシタ、其委員側ノ意見ト致シマシテハ、現在ノ補助金二十九万餘圓ヲ以テスルモ、現今ノ如ク船腹ニ非常ノ餘裕ガ生ジテ來、且ツ船價ノ低落ヲ致シテ來テ居ル今日デアルカラ、今後ニ於テ千五百噸級ノ船舶ヲ二艘持ッテシタナラバ、回數モ減ズル憂ガナク、又決シテ補助金ノ増加ヲセズシテ、實行ノ出來ナイコトハナイト云フノグ、委員會側ノ意見デゴザイマス、斯ノ如キ意味ニ於テ、本建議案ハ全會一致ヲ以テ可決致シタノデゴザイマス、尙ホ希望ト致シマシテ、關係地方ノ石川富山兩縣ノ方ニ於テモ、多少ノ補助金ヲ出スコトニシ、又朝鮮總督府ノ方ニ於テモ、或程度ノ補助金ヲ出スコトニシテ、北鮮ト伏木、七尾兩港トノ間ニ直通航路ヲ開始シテ貢ヒタイト云フ、希望デゴザイマス、此希望ハ委員諸君ノ特ニ

ハ、二ツノ困難ナル理由ガアルト云フノデゴザイマス、其一ハ此建議案ノ趣旨ヲ實行スルニ方々テハ、現在一箇年ニ三十回ノ航海ヲシテ居ルモノガ、其數減ジテ二十回トナルノデゴザイマス、斯ノ如クナレバ、現在ノ敦賀並ニ其他ノ關係諸港ガ非常ニ不利ナ結果ヲ來ス、斯ウ云フノガ第一ノ理由デゴザイマス、ソレカラ第二ノ理由トシテ、其回數ヲ矢張三十回ニ維持スルトシタナラバ、更ニ三十餘万圓ノ補助金ヲ増加シナケレバ、其回數ヲ維持スルコトガ出來ナイト云フノデゴザイマス、然ルニ委員諸君ノ中ニハ、此航運ノコトニ頗ル精通シタ御方モアリマシテ、段々ト意見ノ交換モ出來マシタ、其委員側ノ意見ト致シマシテハ、現在ノ補助金二十九万餘圓ヲ以テスルモ、現今ノ如ク船腹ニ非常ノ餘裕ガ生ジテ來、且ツ船價ノ低落ヲ致シテ來テ居ル今日デアルカラ、今後ニ於テ千五百噸級ノ船舶ヲ二艘持ッテシタナラバ、回數モ減ズル憂ガナク、又決シテ補助金ノ増加ヲセズシテ、實行ノ出來ナイコトハナイト云フノグ、委員會側ノ意見デゴザイマス、斯ノ如キ意味ニ於テ、本建議案ハ全會一致ヲ以テ可決致シタノデゴザイマス、尙ホ希望ト致シマシテ、關係地方ノ石川富山兩縣ノ方ニ於テモ、多少ノ補助金ヲ出スコトニシ、又朝鮮總督府ノ方ニ於テモ、或程度ノ補助金ヲ出スコトニシテ、北鮮ト伏木、七尾兩港トノ間ニ直通航路ヲ開始シテ貢ヒタイト云フ、希望デゴザイマス、此希望ハ委員諸君ノ特ニ

ハ、二ツノ困難ナル理由ガアルト云フノデゴザイマス、其一ハ此建議案ノ趣旨ヲ實行スルニ方々テハ、現在一箇年ニ三十回ノ航海ヲシテ居ルモノガ、其數減ジテ二十回トナルノデゴザイマス、斯ノ如クナレバ、現在ノ敦賀並ニ其他ノ關係諸港ガ非常ニ不利ナ結果ヲ來ス、斯ウ云フノガ第一ノ理由デゴザイマス、ソレカラ第二ノ理由トシテ、其回數ヲ矢張三十回ニ維持スルトシタナラバ、更ニ三十餘万圓ノ補助金ヲ増加シナケレバ、其回數ヲ維持スルコトガ出來ナイト云フノデゴザイマス、然ルニ委員諸君ノ中ニハ、此航運ノコトニ頗ル精通シタ御方モアリマシテ、段々ト意見ノ交換モ出來マシタ、其委員側ノ意見ト致シマシテハ、現在ノ補助金二十九万餘圓ヲ以テスルモ、現今ノ如ク船腹ニ非常ノ餘裕ガ生ジテ來、且ツ船價ノ低落ヲ致シテ來テ居ル今日デアルカラ、今後ニ於テ千五百噸級ノ船舶ヲ二艘持ッテシタナラバ、回數モ減ズル憂ガナク、又決シテ補助金ノ増加ヲセズシテ、實行ノ出來ナイコトハナイト云フノグ、委員會側ノ意見デゴザイマス、斯ノ如キ意味ニ於テ、本建議案ハ全會一致ヲ以テ可決致シタノデゴザイマス、尙ホ希望ト致シマシテ、關係地方ノ石川富山兩縣ノ方ニ於テモ、多少ノ補助金ヲ出スコトニシ、又朝鮮總督府ノ方ニ於テモ、或程度ノ補助金ヲ出スコトニシテ、北鮮ト伏木、七尾兩港トノ間ニ直通航路ヲ開始シテ貢ヒタイト云フ、希望デゴザイマス、此希望ハ委員諸君ノ特ニ

〔小橋藻三衛君登壇〕

○小橋藻三衛君 簡單ニ御報告申シマス、本案ニ付キマシテハ委員共ハ提案者並ニ政府當局ニ種々質問應答ヲ深シマシテ、審議研究ヲ進ケタノアリマスルガ、要スルニ今日ノ情勢ニ於キマシテ、日露兩國ノ國交ハ益々親睦ヲ加ヘナケレバナラヌシ、又兩國民ハ互ニ接近ヲ益致シマシテ、各種ノ事業ヲ經營致シ、互ニ利益ヲ進メ幸福ヲ増スト云フコトニ付キマシテハ、政治、經濟、文學、宗教等ヨリ、人情風俗生

活等ニ至リマスルマデノ、其根源タル所ノ即チ國民性ヲ深ク研究ヲ致シマシテ、互ニ誤解ナク謬想ナクシテ、相融和一一致スルト云フコトガ最モ緊切アル、斯様ニ致シマスルニベシ、即チ兩國民雙互ノ思想感情ノ表現デアル所ノ言葉ヲ研究スルト云フコトガ、又最モ必要デアル、此言葉ノ研究ヲ致シマスル機關ト致シマシテハ、現ニ外國語學校其他ノ設備アリマスルケレドモ、之ヲ以テ足レリトハ致シマセヌ、殊ニ此

ハ爾賓ノ地ハ申スマデモナク、西伯利ノ中心地點デアリマスカラ、此處ニ於テ斯ノ如キ學校ヲ起スト云フコトハ最モ必

要デアル、恰モ上海ニ於テ東亞同文書院ヲ置キマシテ、日支兩國ノ間ニ於テ、此日本支那ノ兩國ノ間ニ於テ、頗ル貢獻スル所ガアルト同ジク、此日露語學校ヲハ爾賓ノ地ニ於

テ經營スルコトハ、最モ適當ト認メタノアリマス、政府ニ於キマシテモ、恰モ日露協會ナゾカラモ同一ノ希望ノ申出ガゴザイマスカラ、之ヲ研究致サレテ居ル、最近ニハ現ニ政府ハ若干ノ露語ニ通ズル者ヲ募集致サレタサウデアリマスカ、豫定ノ人員ヲ得ルコトガ出來ナイデ、頗ル迷惑ヲ感ゼラレタト

申スコトハ、擴張スルト云フコトノ計畫モアルト申ス事デアリマスガ、尙ホ之ヲ以テ足レリシナイカラ、斯ノ如キ學校設備ヲスルト云フコトハ、政府モ大ニ贊成デアルト云フコトノ趣意アリマス、ソコダ委員會ニ於テハ如何ナル程度ノモ

人、如何ナル年限、如何ナル内容、其他設立ノ形式ヲ如何ニスルカト云フガ如キ、施設上ノ事ハ總ニ政府ノ考慮ニ待ツコト、シテ、全會一致ヲ以テ可決シタノアリマス

○岩崎勳君 本案ハ委員長報告通り、可決セラレンコトヲ望ムマス

○議長(大岡育造君) 御異議アリマセヌカ  
〔異議ナシト呼フ者アリ〕  
○議長(大岡育造君) 御異議無ケレバ、委員長報告通り可決シタルコトヲ宣告致シマス、日程第二十二、鶴岡、大泉間國有輕便鐵道敷設ニ關スル建議案ヲ議題ト致シマス、委員長熊谷直太君

可決致シマス、日程第二十一、新見在原間輕便鐵道建設ニ關スル建議案ヲ議題ト致シマス、委員長代理理事湯淺凡平君

第二十一 新見庄原間輕便鐵道建設ニ關スル  
建議案(湯淺凡平君外二名提出)

(委員長報告)

〔湯淺凡平君登壇〕

〔拍手起ル〕

○湯淺凡平君 御報告申上ゲマス、本案ノ委員會ニ於キマシテ、委員ノ質問ニ對シテ、政府モ本建議案ニ對スル所ノ

線路ハ鐵道網ヲ完成スル上ニ於テ、頗ル必要ナルモノト認メ、成ベク速ニ調査ヲ致シ、測量ヲ致スト云フコトヲ明言サレマシタ、仍テ委員會ハ全會一致ヲ以テ可決致シマシタ、願

クハ本會ニ於キマシテモ、滿場一致ヲ以テ可決セラレンコトヲ望ムマス

○岩崎勳君 本案ハ委員長報告ノ通り、可決セラレンコトヲ希望致シマス

○議長(大岡育造君) 御異議アリマセヌカ  
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(大岡育造君) 御異議無ケレバ、委員長報告通り可決シタルコトヲ宣告致シマス、日程第二十三、木津川治水ニ關スル建議案ヲ議題ニ致シマス——委員長齊藤珪次君

〔齊藤珪次君登壇〕

〔拍手起ル〕

第二十二 鶴岡、大泉間國有輕便鐵道敷設ニ  
關スル建議案(熊谷直太君外五名  
提出)

(委員長報告)

〔熊谷直太君登壇〕

〔拍手起ル〕

○熊谷直太君 唯今議題ニナシテ居リマスル鶴岡、大泉間

國有輕便鐵道敷設ニ關スル案ニ付キマシテハ、委員會ニ於テ提出者及政府ノ意見等ヲ交換シタル結果、政府ニ於テモ此輕便鐵道ハ洵ニ重要ナル所ノ線路アリテ、將來

ニ於テ有望デアル、而シテ羽越沿岸線ノ營養線トナルコトハ、疑ナシ線路デアルト云フコトノ明言ヲセラレタノアリマス、但シ未ダ此線路ニ對シテ豫算ト云フモノヲ要求シテアリ

マセヌカラシテ、相當ノ時期ニ於テハ、必ず之ニ必要ナル費用ヲ提案スルコトニ答ヘバ、委員長報告通り可決セラレンコトヲ望ムマス

位デアル以上ハ、政府ガ爾ク必要デアルト云フ所ノ線路デアル以上ハ、萬障ヲ排シテ速ニ建設セラレンコトヲ希望スルト云フ事ノ御希望ガアリマシテ、委員會ハ滿場一致ヲ以テ、此福本君ノ希望ヲ賛成シマシテ、本案ヲ可決シタ次第ゴザイマス、願クハ此福本君ノ希望ノ趣旨ニ於テ、本院ニ於テモ滿場一致ヲ以テ御可決アランコトヲ熱望致シマス

○議長(大岡育造君) 御異議アリマセヌカ  
〔異議ナシト呼フ者アリ〕  
○議長(大岡育造君) 御異議無ケレバ、委員長報告通り可決シタルコトヲ宣告致シマス、日程第二十三、木津川治水ニ關スル建議案ヲ議題ニ致シマス——委員長齊藤珪次君

〔齊藤珪次君登壇〕

〔拍手起ル〕

第二十三 木津川治水ニ關スル建議案(齊藤珪次君  
外二名提出)

(委員長報告)

○齊藤珪次君 木津川治水ニ關スル建議案委員會ノ經過ヲ報告致シマス、本建議案ニ付キマシテハ、政府モ非常ニ

慎重ニ考慮致サレマシテ、結局スルニ政府ハ淀川增補工事ノ效果ヲ十分ニ擧ゲントスルニハ、本木津川ノ改修ト相俟

タナケレバナラヌ、ソレ故ニ本建議案ガ本院ヲ通過致シマシタ以上ハ院議ヲ重ンジテ直チニ改修ノ計畫ヲ調査シ、隨テ

其費用モ之ヲ定メ、而シテ京都府ガ其費用ノ負擔ニ堪ヘ得ルヤ否ヤ等ノ事情モ斟酌シテ、然ル後ニ其施設スベキ具體案ヲ立テル、斯様ニ政府ハ申サレタノアリマス、即ナ本

改修ハ淀川ノ增補工事ト相待テ必要デアルト云フコトヲ認メラヒ、且ツ其費用ノ如キモ京都府ノ事情ヲ參酌シテ、而シテ立案スルト云フマデニ明言サレマシタ、ソコダ委員會

ハ之ヲ相當ト認メ、且ツ委員會ハ木津川ノ水源ガ荒廢致シマシテ、近頃土砂ノ流出ガ甚シク、淀川本流ノ河身ノ埋没致スコトガ甚ダシイ爲メニ、此木津川ノ水源地ノ砂防工

事ニ、十分ニ注意セラレンコトヲ附帶決議トシテ、而シテ委員會ハ全會一致本會ヲ可決致シマシタ次第アリマス、右

御報告致シマス

○岩崎勳君 本案ハ委員長報告ノ通り、可決セラレンコトヲ望ムマス

○議長(大岡育造君) 御異議アリマセヌカ  
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(大岡育造君) 御異議無ケレバ、委員長報告通り可決セラレンコトヲ望ムマス

- 議長(大岡育造君) 御異議が無ケレバ 委員長報告  
通り可決致シマシタ、此際諮詢ガアリマス、第二部選出豫算委員片岡直温君、第三部選出豫算委員加藤政之助君、第三部選出豫算委員關和知君、第四部選出豫算委員下岡忠治君、第四部選出豫算委員湯浅凡平君、第五部選出豫算委員森田茂君、第五部選出豫算委員高橋久次郎君、右常任委員辭任ノ申出ガアリマス、許可スルニ御異議アリマセヌカ
- 〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕
- 議長(大岡育造君) 御異議ナケレバ之ヲ許可致シマス、此部ノ諸君ハ速ニ補缺選舉ヲ行ヒ、御届出アランコトヲ望ミマス——是ヨリ請願委員長ノ報告ガアリマス、日程第二十四乃至八十九ハ、一括シテ議題ト致シテ報告ヲ求メマス
- 第二十四 (特別報告第六十四號) 郵便局管轄區域變更、補缺選舉ヲ行ヒ、御届出アランコトヲ
- 第二十五 (特別報告第六十五號) 上河内字宿ニ郵便局新設ノ請願
- (委員長報告)
- 第二十六 (特別報告第六十六號) 紀伊押手郵便局ニ電信電話架設ノ請願
- (委員長報告)
- 第二十七 (特別報告第六十七號) 高千帆郵便局ニ集配事務開始ノ請願
- (委員長報告)
- 第二十八 (特別報告第六十八號) 鎌西村ニ郵便局設置ノ請願
- (委員長報告)
- 第二十九 (特別報告第六十九號) 崎山村ニ郵便局設置ノ請願
- (委員長報告)
- 第三十 (特別報告第七十號) 豊田下村大字手洗字下飯塚ニ三等郵便局設置ノ請願
- (委員長報告)
- 第三十一 (特別報告第七十一號) 三刀屋村郵便局ニ電信事務開始ノ請願
- (委員長報告)
- 第三十二 (特別報告第七十二號) 渡良郵便局ニ電信事務開始ノ請願
- (委員長報告)
- 第三十三 (特別報告第七十三號) 北樂島村ニ郵便局新設ノ請願
- (委員長報告)
- 第三十四 (特別報告第七十四號) 大町村福母ニ無集配三等郵便局設置ノ請願
- (委員長報告)
- 第三十五 (特別報告第七十五號) 國分郵便局ニ電信架設並集配事務開始ノ請願
- (委員長報告)
- 第三十六 (特別報告第七十六號) 大森區裁判所管内登記事務管轄區域變更並溫泉津町ニ登記所設置ノ請願
- (委員長報告)
- 第三十七 (特別報告第七十七號) 元三國區裁判所復舊ノ請願
- (委員長報告)
- 第三十八 (特別報告第七十八號) 西條町ニ區裁判所設置ノ請願
- (委員長報告)
- 第三十九 (特別報告第七十九號) 私立學校今第五條改正ノ請願
- (委員長報告)
- 第四十 (特別報告第八十號) 市町村立小學校教員俸給國庫負擔法支出額増率ノ請願
- (委員長報告)
- 第四十一 (特別報告第八十五號) 福山今市間輕便鐵道敷設ノ請願
- (委員長報告)
- 第四十二 (特別報告第八十六號) 山陰本線暗渠改造ノ請願
- (委員長報告)
- 第四十三 (特別報告第八十七號) 日光、足尾間鐵道速成ノ請願
- (委員長報告)
- 第四十四 (特別報告第八十八號) 熊坂信號所ノ停車場ト變更ノ請願
- (委員長報告)
- 第四十五 (特別報告第九十四號) 賣藥印紙稅全廢ノ請願
- (委員長報告)
- 第四十六 (特別報告第九十五號) 賣藥營業稅法中改正ノ請願
- (委員長報告)
- 第四十七 (特別報告第九十六號) 山林伐採所得稅率改正ノ請願
- (委員長報告)
- 第四十八 (特別報告第九十七號) 立梅井堰水掛耕地特別地價修正ノ請願
- (委員長報告)
- 第四十九 (特別報告第九十八號) 町村ニ於テ委任事務處理ニ付國庫金交付ノ請願
- (委員長報告)
- 第五十 (特別報告第一百號) 神域保存ノ請願
- (委員長報告)
- 第五十一 (特別報告第一百一號) 一目連神社ヲ國幣大社多度神社座位ニ加別ノ請願
- (委員長報告)
- 第五十二 (特別報告第一百三號) 埼玉縣秩父郡名栗村ヲ入間郡ニ編入ノ請願
- (委員長報告)
- 第五十三 (特別報告第一百四號) 埼玉縣秩父郡吾野村ヲ入間郡ニ編入ノ請願
- (委員長報告)
- 第五十四 (特別報告第一百五號) 按摩業ヲ盲人ノ專業ト爲スノ請願外一件
- (委員長報告)
- 第五十五 (特別報告第一百六號) 新聞雜誌上御眞影奉掲方ニ關スル請願
- (委員長報告)
- 第五十六 (特別報告第一百七號) 新聞雜誌上御眞影奉掲取締ノ請願
- (委員長報告)
- 第五十七 (特別報告第一百十一號) 刈谷田川大堰費補助ノ請願
- (委員長報告)
- 第五十八 (特別報告第一百十二號) 下關港灣修築ノ請願
- (委員長報告)
- 第五十九 (特別報告第一百十三號) 利根運河治水ニ關スル請願
- (委員長報告)
- 第六十 (特別報告第一百十四號) 利根江戸兩河川浚渫ニ關スル請願
- (委員長報告)
- 第六十一 (特別報告第一百十五號) 住ノ江港ノ輸入港ニ追加ノ請願
- (委員長報告)
- 第六十二 (特別報告第一百十六號) 三國港開港ノ請願
- (委員長報告)
- 第六十三 (特別報告第一百十七號) 雅内築港速成ノ請願
- (委員長報告)

- 第六十四 (特別報告第百十八號) 日本住血吸蟲病豫防滅事業費國庫補助  
ノ請願 (委員長報告)
- 第六十五 (特別報告第百二十號) 銚子港漁港改築ノ請願 (委員長報告)
- 第六十六 (特別報告第百二十一號) 富江漁業獎勵補助金下附ノ請願 (委員長報告)
- 第六十七 (特別報告第百二十二號) 銚子港漁業獎勵補助金下附ノ請願 (委員長報告)
- 第六十八 (特別報告第百二十四號) 馬匹保健、衛生ニ關スル法制定ノ請願 (委員長報告)
- 第六十九 (特別報告第百二十六號) 帝國在鄉軍人會國庫補助ノ請願 (委員長報告)
- 第七十 (特別報告第百二十七號) 山崎郵便局ヨリ三河郵便局ヲ經テ千種郵便局ニ達スル公衆用電信及特設電話設置ノ請願 (委員長報告)
- 第七十一 (特別報告第百二十八號) 德島縣晝間郵便局ヘ電信、電話、郵便集配事務開始ノ請願 (委員長報告)
- 第七十二 (特別報告第百二十九號) 木田村郵便局新設ノ請願 (委員長報告)
- 第七十三 (特別報告第百三十號) 露領沿岸漁場ニ通信運輸機關設置ノ請願 (委員長報告)
- 第七十四 (特別報告第百三十一號) 北千島漁場ニ無線電信設置ノ請願 (委員長報告)
- 第七十五 (特別報告第百三十二號) 黑松村郵便局新設ノ請願 (委員長報告)
- 第七十六 (特別報告第百三十三號) 幸袋郵便局ニ集配並電信事務取扱開始ノ請願 (委員長報告)
- 第七十七 (特別報告第百三十四號) 岐阜縣下伊自良郵便局集配事務開始ノ請願 (委員長報告)

- 第七十八 (特別報告第百三十五號) 沼津本町郵便局ニ電信電話事務新設ノ請願 (委員長報告)
- 第七十九 (特別報告第百三十六號) 大垣郵便局ヲ二等局ト爲スノ請願 (委員長報告)
- 第八十 (特別報告第百三十七號) 船岡村郵便局設置ノ請願 (委員長報告)
- 第八十一 (特別報告第百三十八號) 脇町區裁判所白地出張所設置ノ請願 (委員長報告)
- 第八十二 (特別報告第百三十九號) 元三本松區裁判所復舊ノ請願 (委員長報告)
- 第八十三 (特別報告第百四十四號) 斎川村ニ區裁判所出張所新設ノ請願 (委員長報告)
- 第八十四 (特別報告第百四十八號) 陰陽聯絡鐵道伯備線敷設ノ請願 (委員長報告)
- 第八十五 (特別報告第百四十五號) 相生釧路間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)
- 第八十六 (特別報告第百四十七號) 能越鐵道敷設速成ノ請願 (委員長報告)
- 第八十七 (特別報告第百四十八號) 山陰鐵道千代川鐵橋改築ノ請願 (委員長報告)
- 第八十八 (特別報告第百四十九號) 平町小名濱間鐵路敷設ノ請願 (委員長報告)

- 特別報告第六十五號  
意見書  
請願文書表第四四一號  
上河内字宿ニ郵便局新設ノ請願 岡山縣真庭郡河内村長宮林  
右請願ノ要旨ハ岡山縣真庭郡河内村ハ郡ノ東端ニ偏在シ所轄郵便局久世局ヨリ距ル二里又所轄電信局落合局ヲ隔ル二里餘ナルヲ以テ請般ノ取引上敏活ヲ缺クコト甚シ依テ上河内字宿ニ電信事務ヲ併セ取扱フ上河内郵便局ヲ新設セラレタシト謂フニ在リ  
衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付候也
- 特別報告第六十六號  
意見書  
請願文書表第四四四號  
紀伊押手郵便局電信電話架設ノ請願 和歌山縣有田郡安堵村  
大字杉野原平民農杉谷常太郎外六十三名呈出 (紹介議員中  
村啓次郎君)  
右請願ノ要旨ハ和歌山縣有田郡押手郵便局ノ管轄區域ハ月數六百以上廣敷東西五里南北四里ニ達シ穀杭生園等ノ產額年收十萬圓ヲ算スル盛況ナルニ拘ラス同局ニハ電信電話ノ架設ナキ爲通信ノ敏活ヲ缺キ取引上不利不便故カラサルヲ以前記郵便局ニ電信及電話ヲ架設シテ村民ノ利便ヲ計ラレタシト謂フニ在リ  
衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

## 特別報告第六十七號 意見書

請願文書表第五二九號  
高千帆郵便局ニ集配事務開始ノ請願 山口縣厚狹郡高千帆村長宮本實治外五十七名呈出(紹介議員渡邊祐策君)

右請願ノ要旨ハ山口縣厚狹郡高千帆村ニハ高千帆郵便局ノ設置アリト雖該郵便局ハ無集配郵便局ナルヲ以テ近村ヨリ日夜跋多發送セル郵便物ハ小野田郵便局ニ錢道輸送ノ上更ニ同局ノ集配ノ下ニ再ヒ之カ逆送フ經テ漸ク村内ニ配達セラルカ如キ狀態ニ在リテ村民ノ不便不利渺カラサルヲ以テ高千帆郵便局ニ集配事務ヲ開始セラレタシト謂フニ在リ衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

## 特別報告第六十八號 意見書

請願文書表第五五五號  
鎮西村ニ郵便局設置ノ請願

福岡縣嘉穂郡鎮西村長田中精石

窓門呈出(紹介議員赤間嘉之吉君)右請願ノ要旨ハ福岡縣嘉穂郡鎮西村ハ山間僻遠ノ部落ナルモ炭坑アルノミナラス農林產物ニ富ミ近年青物市場ノ設置アリ其ノ他官公署及多數ノ商店アリテ其ノ取引比較的繁榮ナルニ拘ラス所轄局タル飯塚町ヲ距ルコト三十餘町乃至三里ニ達シ而モ交通不便ナリ

依テ鎮西村ニ三等郵便局ヲ設置セラレタシト謂フニ在リ衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

## 特別報告第六十九號 意見書

請願文書表第五八四號  
崎山村ニ郵便局設置ノ請願

長崎縣南松浦郡崎山村長手郷干

百二十二番地平民農業利平外十五名呈出(紹介議員牧山

耕穀君)

右請願ノ要旨ハ長崎縣南松浦郡崎山村ハ福江島ノ東端ニ位スル農漁村ニシテ人口四千六百餘ヲ有シ他地方ノ輸出入年額十二萬圓ニ達スル盛況ニ在リテ郵便事務繁多ナルニ拘ラス所轄福江局ハノ距離離ハ村ノ中央ヨリスルモ尙二里ヲ存シ住民ノ不便渺カラス依テ

前記崎山村ニ郵便局ヲ設置セラレタシト謂フニ在リ衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

## 特別報告第七十號 意見書

請願文書表第五八七號  
意見書

豐田下村大字手洗字下飯塚ニ三等郵便局設置ノ請願

山口縣

右請願ノ要旨ハ山口縣豐浦郡豐田下村ハ村内ニ一市街ヲ爲セル部落ヲ有シ且小月、西市間輕便鐵道停車場ノ所在地ニシテ該地方人民ハ總ナ此ノ地ニ來集シ將來益繁盛ナラムトス從テ郵便事務多キ

## 特別報告第七十四號 意見書

請願文書表第六二六號  
(紹介議員西英太郎君)

町村大字福母ニ無集配三等郵便局設置ノ請願 佐賀縣杵島郡大

右請願ノ要旨ハ佐賀縣杵島郡大町村ハ人口七百餘ニシテ大正七年

ヨリ炭坑事業發展シ移住者數千ノ多キニ達シ尙増加ノ傾向アリ然ニ同村ニハ郵便局ノ設置ナク隣村所轄局ニ到ルニハ一里以上ヲ隔テ且交通不便ナルヲ以テ村民ノ不利渺カラス依テ同村大字福母ニ無集配三等郵便局ヲ設置セラレタシト謂フニ在リ

名呈出(紹介議員恵松隆慶君外一名)右請願ノ要旨ハ島根縣飯石郡三刀屋村ハ戸數二百六十有餘、松江

ヨリ廣島ニ到ル街路三當リ薪炭、木材米蘭等ニ集散地ニシテ商取引ノ敏活ヲ要スルモノアルニ拘ラス同村ノ郵便局ニハ電信事務取扱ナク隣村木次局ニ到ルニハ一里乃至三里ヲ隔テ且其ノ間ニ斐伊川ヲ挟ミ出水ノ際ハ河水氾濫シ交通ヲ杜絶スルコト屢ニシテ村民ノ不便渺カラス依テ前記三刀屋村郵便局ニ電信事務ヲ開始セラレタシト謂フニ在リ

衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

特別報告第七十二號 意見書

請願文書表第五九一號  
波良郵便局ニ電信事務開始ノ請願 長崎縣壹岐郡渡良村長中

山延二郎外二十五名呈出(紹介議員牧山耕穀君)

右請願ノ要旨ハ長崎縣壹岐郡渡良村民ハ農、漁業ヲ營ムヲ以テ通信機器ノ完備ヲ望ムコト切ナリ然ルニ現在電信管轄所ハ一里以上ヲ隔ツル鄉ノ浦郵便局ニシテ村民ノ不便甚シキニ依リ渡良郵便局ニ電信事務ヲ開始セラレタシト謂フニ在リ

衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

特別報告第七十三號 意見書

請願文書表第六二二號  
意見書

比樂島村ニ郵便局新設ノ請願 石川縣石川郡比樂島村字水島

六十八番地平民村會議員島野由松外十七名呈出(紹介議員

員米田穰君)

右請願ノ要旨ハ石川縣石川郡比樂島村ハ國道小松町ヨリ松任町ヲ貫通シ金澤市ニ達スル經路ニシテ鶴來、美川間ノ郡道交叉點ニ位シ隣傍各村ニ於ケル貨物集散ノ衝路タルニ拘ラス最近集配郵便局所在地トノ距離一里六町餘ニシテ通信上敏活ヲ缺クコト甚シ依テ

衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

特別報告第七十六號 意見書

請願文書表第五九〇號  
意見書

大森區裁判所管内登記事務管轄區域變更暨溫泉津町ニ登記所

設置ノ請願 島根縣遼海郡馬路村長家追伊三郎外五名呈出(紹介議員恵松隆慶君外一名)

右請願ノ要旨ハ島根縣下大森區裁判所登記管轄二處スル遼海郡内马路湯里、溫泉津ノ一町二箇村ト井田出張所管轄區内大濱、福浦ノ三箇村ニ於ケル管轄區域ヲ變更シテ前記溫泉津町ニ出張所ノ新設ヲ要求スルモノニシテ右關係町村ノ交通狀況ヲ觀ルニ所轄登記所タル大森町及井田村ニ到ルニハ何レモ二里餘乃至三里餘アリ而モ交通不便ニシテ殊ニ冬期積雪ノ頃ニハ通行危險ニシテ村民ノ不便甚大ナリ又之溫泉津ハ交通ノ中樞ニ位シ各村トノ距離近ク且













第六十四、日本住血吸蟲病豫防撲滅事業費國庫補助ノ件ニ付テ、一寸政府委員ニ御尋シテ置キタイト思ヒマス

○議長(大岡育造君) 許可致シマス

○河西豊太郎君 此件ハ廣島縣ヨリ請願ニナテ居リマスガ、其中間宿主ナルモス事柄デゴザイマスガ、山梨縣ヨリモ矢張之ト同一請願ガ出テ居ル筈デゴザイマス、元來此病氣ハ、廣島山梨外四五

縣ニ特有スル一種ノ地方病デゴザイマス、山梨縣廣島縣ノ如キ殊ニ最モ其慘害ヲ受ケテ居ル地方デゴザイマス、現ニ山梨縣ノ如キハ、其病氣ノ分布ノ區域ガ一市五十餘箇村ニ瓦リマシテ、現在此病氣ニ罹ラテ居ル者ガ一万有餘人、年年ノ死亡者ハ殆ド百有餘人ヲ超エルト云フ狀況デゴザイマス、是ガ爲メニ官民共ニ此病氣ヲ豫防撲滅スルコトニ就テ、非常ナル努力ヲ拂シテ居リマシテ、縣稅ノ補助ハ勿論、町村ニ於テモ莫大ノ負擔ヲ致シテ、豫防撲滅事業ニ從事シテ居ル有様デアリマス、併ナガラ到底一地方ノ微カナル資力ヲ以テ、此病氣ノ豫防撲滅ノ大事業ヲ遂ゲルト云フコトハ、殆ド今日不可能ノ狀態デゴザイマス、斯ノ如クシテ益、蔓延シ益、傳播スルコトニナリマシタナラバ、國家ノ上ヨリ見テモ由々數キ事柄ニアラウト存ジマスガ故ニ、願クハ國家ノ力ヲ藉リテドウカ此病氣ノ豫防撲滅ノ事ヲ致シタイ、之エ對シテ政府當局ハ如何ナル御考ヲ御持デアルカ、此際承テ置キマスレバ、非常ニ仕合デアリマス、一寸御尋致シマス

〔政府委員杉山四五郎君登壇〕

○政府委員(杉山四五郎君) 河西君ヨリ日本住血吸蟲ノ我同胞ヲ圓シツ、アル實況ニ就キマシテ、或ハ山梨或ハ廣島ノ例ヲ御引キニナリマシテ、我同胞ノ生命ヲ剝奪シ、又健康ヲ侵害シツ、アルト云フコトノ御話ガアリマシテ、而シテ之ニ對シテ政府當局ノ考ハ如何デアルカト云フノ質問ヲ蒙リマシタ、仰セノ如ク日本身住血吸蟲病ハ獨リ山梨廣島ノミナラズ、佐賀、岡山、靜岡、茨城、而モ此輩最ノ下デアリマス東京府下ニモ、此病氣ガアルノデアリマス、河西君ノ仰セノ如ク、此日本住血吸蟲病ナルモノハ、日本ト云フ名前ヲ冠スル如ク、他ノ歐米ノ國ニハ無クテ、獨リ或同胞ノ間ニ此住血吸蟲病ガアルト云フコトハ、頗ル遺憾トスル者デアリマス、而シテ之ニ對シテ廣島縣請願ガ廣島縣ヨリ出テ居リマスル、其經費ハ三万有餘圓ト云フモノノ國庫ヨリシテ補助ノ御希望デアリマスルガ、請願分科會ニ於テ、政府當局ハ大要之ニ對スル所ノ考ヲ披瀝シテ居リマスル次第アリマスルガ、其際ニモ申上げマシタル通り、此住血吸蟲病ナルモノ

ハ、福岡醫科大學ノ教授デアリマス宮入博士ニ依リマシテ、中間宿主、何カ此病氣ヲ媒介スルコトニ付テハ、中間宿主、俗ニ「ビンロージュ」ト云フヤウナ名前ヲ冠シテ居リマスガ、法

螺ノ貝ヲ小サクシタヤウナ貝デアリマス、其中間宿主ナルモノニ依テ病氣ヲ段々傳播スルト云フ事ガ分ダノアリマス、併ナガラ住血吸蟲ナルモノ、病原體ハ、如何ナルモノニ屬スルカト云フ事ハ、未ダ専門家ニ依テモ之ヲ研究スル所ノ域ニマダ進ンテ居リマセヌ、故ニ遺憾ナガラ此中間宿主ト云フモノヲ撲滅スルト云フコトノ方面ニ於テ、其病氣ノ流行シテ居ル處ニ之ヲ用井テ居ル、詰リ中間宿主ノ撲滅策ヲ執テ居ルノアリマス、ソレデ廣島ノ方カラノ請願モ、其中間宿主ヲ撲滅スルニ向テノ補助デアリマス、固ヨリ病原體ノ決定サレナイ間ハ、其中間宿主ト云フモノ、撲滅ヲ以テ満足スル外ハアリマセヌ、故ニ政府ハ其爲メニ幾多ノ考慮ヲ加ヘテハ居リマスガ、併ナガラ是ヨリモデス、マダ衛生當局トシマシテハ急中ノ急ナルモノガアルノデス、是ハ請願ノ分科會ニ於キマシテモ、私ヨリ詳細ニ申上ゲタ所ノモノガアル、ソレハ何デアルカ、即チ寄生蟲ノ中ニ於キマシテ蛔蟲、虫扁ニ第一回第二回ノ回ト云フ字、此蛔蟲ト云フモノニ殆ド侵襲ヲ受ケテ居ラヌ所ノハ無イ、日本國中殆ド津浦ニ至リマスマズ、此蛔蟲ノ侵襲ヲ被テ居ル、此蛔蟲ナルモノニ付キマシテハ、一昨年マデハ唯普通ノ吾ミノ御同様ノ腹ノ中ニ涌キマスル所ノ蟲同様ニ、之ヲ輕視シテ居リマシタ所ガ、一昨年ノ夏ニ至リマシテ、長イ間ノ研究調査ノ結果、福岡醫科大學ノ教授宮入博士ニ依テ、蛔蟲ナルモノハ初メ一旦胃臍ニ入りマスガ、胃臍カラシテ腹壁ヲ破ズテ肺臍ニ至リ肺ヲ侵シテ、而シテソレガ再び食道ヲ通テ出テ來ル、何處ニ出ルカト言ハ、口腔ニ來マシテ、ソレガ遂ニ又再び胃中ニ入テ行ク、而モ其間ニ於テ肺臍ヲ侵ス、其關係カラ致シマシテ、吾ミノ同胞中此幼兒嬰兒、年ノ若イマダ十分ニ發育セヌ所ノ子供等ヲ侵シ、而モ最近五六年ノ統計ニ徴シマスルト、幼兒嬰兒ノ死亡率ガ著シク進ミマス事ニ付キマシテ、何ガ原因デアルカト言ハ、内務省ニ於ケル保健衛生調査會ニ於テ、幾多ノ原因ガアラウト云フコトニ付キマシテ講究シツ、アリマスガ、未ダ徹底的ノ原因ヲ究ムルニ至ラザリシ際ニ、偶ニ一昨年宮入博士ニ依テ、蓋シ此蛔蟲ナルモノガ吾ミノ幼兒嬰兒ヲ侵ス爲メニ幼兒嬰兒ノ死亡率ガ殖工ス、アルノデアルマイカ、或ハ幼兒嬰兒ノミナラズ、ドウモ出生ヨリ死亡ノ方が段々殖エツ、アル、此死亡率ノ殖エル原

因ハ、此蛔蟲ノ所業アヘナイカト云フコトニ博士ガ眼ヲ著ケマシテ、而シテ爾來昨年ヨリ實地調査ト云フモノヲ致シテ居リマスカ、靜岡縣ノ周智郡ノ中ノ一村ヲ取テ、一村ニ居リ

ニ技手一人ヲ附ケマシテ、看護婦其他介添ヲ附ケテ、片端カラ實ハ調べマシタ、固ヨリ各方面ノ健康診斷ヲシタノデアマスル所ノ人ミヲ片端カラ、内務ノ醫者デアリマスル技師其一村ダケノ人ミノ「パーセンテージ」ガ百分ノ九十三ヲ示シテ居ルコトヲ發見シタノアリマス、若夫レスノ如ク靜岡ノミナラズ、斯ウ云フ筆法デ日本全國ヲ侵シテ居ルモノトスレバ大變ナ問題デアル、ソレデ寄生蟲ノ中ニ於テモ最モ恐ルベキ所ノ蛔蟲ノミナラズ、申上ゲルマデモアリマセヌガ、此十二指腸蟲此十二指腸蟲ナルモノハ殆ド…

○議長(大岡育造君) 御注意申シマスガ、成ベク質問ノ要点ニ御答ヲ願ヒタク  
○政府委員(杉山四五郎君) 了承致シマシタ(成ベク詳細ニ願ヒマス「下呼フ者アリ」)此問題ハ實ハ此神聖ナル演壇ニ立チマシテ、河西君ノ御質問ニ對シテ御答スルト云フコトハ、私ハ非常ニ此保健衛生ノ見地カラ考ヘマシテ、重大ナル案件ト心得テ居ルノアリマスカラシテ、議長ヨリノ御注意モ至極御尤デアリマスガ、是ハ政府ガ何ヲ爲シツ、アルカト云フコトヲ申上ゲルノ前提デアリマス、如何ニ御注意ガアリマシテモ、必要ノ際ニ於テハ當局ノ苦心ノ在ル所ヲ申上

ダナケレバナラヌ(拍手スル者アリ)而シテ單リ蛔蟲ノミナラズ、十二指腸蟲ニ至リマシテハ、殆ド日本全國九十五「パーセント」カラ九十八「パーセント」ノ驚クベキ所ノ實數ヲ示シテ、アルノアリマス、殆ド吾ミ同胞ノ腹ノ中ニ蛔蟲ノガ脅カサレツ、アルノアリマス、斯ウ云フヤウナ實況デアリマスガ故ニ、實ハ甚ダ御耻カシキヤウナ次第アリマスガ、吾ミノ同胞ト云フモノハ、自分ノ腹ノ中ニ蛔蟲ヲ苦ヘ、自分共ノ五體財政ガ許サナイ爲メニ已ムヲ得ナイト申セバ已ムヲ得マセヌケレドモ、實ハ僅ニ各府縣ニ二千五百圓ノ補助ノ豫算ヲ要求シテ居ルノアリマス、而シテ是ハ幸ニ兩院ヲ通過致シマシタ云フコトヲ、茲ニ此壇上ニ立チマシテ、兩院議員諸君ガ

吾と同胞ノ保健ノ爲メニ、如何ニ銳意熱心ニ在ラセラレルカ  
ト云フコトノ茲ニ感謝スル者デアリズ、拍手スル者アリ)而シテ  
其寄生蟲ノ中、恐ルベキ蛔蟲ト十二指腸蟲ト云フモノヲ、吾  
吾ノ理想ト致シマシテハ、宮内博士アタリノ意見ヲ參酌致  
シマシテ、成ベク一年ノ中ニ適當ノ時機ニ於テ、之ヲ一齊ニ  
驅除スルド云フコトヲ熱烈ニ希望スルノデアリマス、ソレニ  
付キマシテハ、逆モ二万圓許リノ曰腐金デハ徹底的ノ事ハ  
出来マセヌ、幸ヒ河西君ノ御質問ニ依テ、吾と同胞ノ共同  
ノ敵アルモノニ付テ、大藏當局者等ハ如何ニ財政逼迫デ  
アツモ、自分ノ健康ニハ代ヘラレナイ、國民ノ健康ニハ代ヘ  
ト云フ熱烈ナル希望ヲ持テ居リマス、而シテ本問題ニ立返  
リマスガ、日本住血吸蟲ヨリ急中ノ急ナルモノガアル、併ナ  
ガラ其請願分科會ニ於テモ私が辯明致シマシタガ、若シ廣  
島縣ニ於テ十二指腸蟲、蛔蟲ヨリモ日本住血吸蟲ノ方が  
驚クベキ勢ヲ以テ、廣島縣ノ吾と同胞ヲ侵シツ、アルト云フ  
コトノ實況デアリマスルナラバ、固ヨリ緩急斟酌致シマシテ、  
柱ニ膠セヌ方法ヲ執テ、寄生蟲驅除補助費デアリマスカ  
ラ、固ヨリ其範圍内ニ於テ日本住血吸蟲ノ方面ニ向テ、  
廣島縣ニ向テ補助スルト云フコトハ、當局者ト致シマシテ  
ハ適當ノ考ヲ持テ居ルノデアリマス(「山梨ハドウデス」ト呼  
フ者アリ)啻リ山梨ト限リマセヌ、茨城ト限リマセヌ、其住血  
吸蟲ノアル所ニ向テノ御答ト御諒承ヲ願ヒタイ  
○岩崎勳君 曰程第二十四乃至第八十九ノ請願ハ全  
部一括シテ委員長報告通り採擇セラレントコトヲ望ミマス  
〔異議ナシト呼フ者アリ〕  
○議長(大岡育造君) 採擇ニ御異議無シト認メマス、全  
部採擇ニ決シマス、本日ハ是ニテ散會  
午後五時二十二分散會